

# 官報 号外 平成十九年四月三日

○第百六十六回 国会衆議院会議録 第十九号

平成十九年四月三日(火曜日)

議事日程 第十四号

平成十九年四月三日

午後一時開議

第一 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律案(内閣提出)

官報 (号外)

海洋基本法案(国土交通委員長提出)

海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律案(国土交通委員長提出)

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案(内閣提出)及び短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案(内閣提出)

法律案(国土交通委員長提出)及び短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案(内閣提出)

法律案(内閣提出)及び短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案(内閣提出)

法律案(内閣提出)及び短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案(内閣提出)

法律案(内閣提出)及び短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案(内閣提出)

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(西村智奈美君外二名提出)の趣旨説明及び質疑

本件は、農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流の促進による農山漁村の活性化を図るために、地方公共団体による活性化計画

の作成について定めるとともに、当該計画に基づく趣旨説明及び質疑

く事業等の実施に充てるための交付金を交付する措置等を講じようとするものであります。

本案は、去る三月二十七日本委員会に付託され、同日松岡農林水産大臣から提案理由の説明を聽取し、翌二十八日及び二十九日質疑を行いました。質疑終局後、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)  
○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

午後一時二分開議

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

○議長(河野洋平君) 日程第一、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長西川公也君。

○議長(河野洋平君) 採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○加藤勝信君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

○塩谷立君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

本件は、海洋が人類等の生命を維持する上で不可欠な要素であるとともに、我が国が国際的協調のものとし、新たな海洋立国を実現することが重要であることにかんがみ、海洋に関する施策の基本となる事項を定めようとするものであり、その主な内容は、

第一に、基本理念として、海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和、海洋の安全の確保等を定めること、

第二に、国は、基本理念にのっとり、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有することなど、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにすること、

海洋基本法案(国土交通委員長提出)  
海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律案(国土交通委員長提出)

○議長(河野洋平君) 海洋基本法案、海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。国土交通委員長

塩谷立君。

○議長(河野洋平君) 海洋基本法案

海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律案(本号末尾に掲載)

○議長(河野洋平君) 法律案

〔本号末尾に掲載〕

〔塩谷立君登壇〕

○塩谷立君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

本件は、海洋が人類等の生命を維持する上で不可欠な要素であるとともに、我が国が国際的協調のものとし、新たな海洋立国を実現することが重要であることにかんがみ、海洋に関する施策の基本となる事項を定めようとするものであり、その主な内容は、

第一に、基本理念として、海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和、海洋の安全の確保等を定めること、

第二に、国は、基本理念にのっとり、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有することなど、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにすること、

第三に、政府は、海洋基本計画を定めなければならぬこと、

第四に、海洋に関する基本的施策として、国は、海洋資源の開発及び利用の推進、海洋環境の保全、排他的経済水域等の開発等の推進、海上輸送の確保等のために必要な措置を講ずること、

第五に、内閣に総合海洋政策本部を置くとともに、本部の長に内閣総理大臣を、副本部長に内閣官房長官及び海洋政策担当大臣をもつて充てるなどであります。

次に、海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律案について申し上げます。

本案は、海洋構築物等の安全及び当該海洋構築物等の周辺の海域における船舶の航行の安全を確保するため、所要の措置を定めようとするもので、その主要内容は、

第一に、国土交通大臣は、海洋構築物等の安全及び当該海洋構築物等の周辺の海域における船舶の航行の安全を確保するため、国連海洋法条約に定めるところにより、安全水域を設定することができること、

第二に、安全水域の設定は、特定行政機関の長の要請に基づき行うこと、

第三に、船舶の運転の自由を失った場合等を除き、何人も、国土交通大臣の許可を受けなければ安全水域に入域してはならないことなどであります。

以上が、両案の趣旨及び内容であります。

両案は、本日の国土交通委員会におきまして、全会一致をもつて委員会提出法律案として提出するに決したものであります。

なお、海洋基本法案につきましては、新たな海洋立国の推進に関する件を本委員会の決議として議決したことを申し添えます。

何とぞ速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よつて、両案とも可決いたしました。

○議長(河野洋平君) 両案を一括して採決いたしました。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よつて、両案とも可決いたしました。

○議長(河野洋平君) 両案を一括して採決いたしました。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よつて、両案とも可決いたしました。

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)及び短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案(西村智奈美君外二名提出)の趣旨説明

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)及び

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案(西村智奈美君外二名提出)の趣旨説明

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)及び

第一に、事業主は、短時間労働者を雇い入れたときは、その労働条件について文書の交付等により明示するとともに、短時間労働者からその待遇について説明を求められた際には説明をしなければならないこととしております。

第二に、通常の労働者と同視すべき短時間労働者については、その待遇について短時間労働者であることを理由とした差別を禁止するとともに、それ以外の短時間労働者についても、通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保を図るために事業主が講ずべき措置を定めることとしております。

第三に、事業主は、その雇用する短時間労働者について、通常の労働者への転換を推進するための措置を講じなければならないこととしておりま

○議長(河野洋平君) 提出者西村智奈美君。  
〔西村智奈美君登壇〕

○西村智奈美君 民主党の西村智奈美でございます。

ただいま議題となりました民主党提出の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案について、提出者を代表して趣旨を説明いたします。

今や、パート労働者は一千二百万人を超えており、パート労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案について、提出者を代表して趣旨を説明いたします。

たゞいま議題となりました民主党提出の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案について、提出者を代表して趣旨を説明いたします。

今や、パート労働者は一千二百万人を超えており、パート労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案について、提出者を代表して趣旨を説明いたします。

たゞいま議題となりました民主党提出の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案について、提出者を代表して趣旨を説明いたします。

第五に、指定法人である短時間労働援助センターの業務の見直しを行うこととしております。

最後に、この法律は、一部を除き、平成二十年四月一日から施行することとしております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。

(拍手)

○議長(河野洋平君) 提出者西村智奈美君。  
〔西村智奈美君登壇〕

○西村智奈美君 民主党の西村智奈美でございます。

ただいま議題となりました民主党提出の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案について、提出者を代表して趣旨を説明いたします。

今や、パート労働者は一千二百万人を超えており、パート労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案について、提出者を代表して趣旨を説明いたします。

たゞいま議題となりました民主党提出の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案について、提出者を代表して趣旨を説明いたします。

官報 (号外)

措置が弱いことなどが問題です。これでは、とても格差のは是正に資する内容とは言えないことが、民主要は、同一価値労働同一賃金の理念のもとに、パート労働者と通常の労働者との均等な待遇の確保を図るために実質的な法改正を提案いたします。

以下、本法案の概要について説明いたします。

第一に、均等待遇の確保について、同一の価値労働に対しては同一の待遇を確保すべきとの観点から、短時間労働者の就業の実態に応じ、賃金の支払い等につき、通常の労働者とできる限り同等の待遇を確保することを法律に明記します。

第二に、事業主は、短時間労働者について、均等待遇の確保等を図るために必要な措置を講ずることとします。その措置を講ずるに当たっては、通常の労働者の労働条件を合理的な理由なく低下させることがないよう努めることを定めます。

第三に、事業主は、賃金その他の労働条件について、労働者が短時間労働者であることを理由として、通常の労働者と差別的取り扱いをしてはならないこととします。

第四に、事業主は、通常の労働者と同種の業務に従事する短時間労働者であつて通常の労働者として雇用されることを希望するものに、同種の業務に従事する短時間労働者に対し、応募の機会の優先的な付与とともに、優先的な雇い入れ等の措置を講ずるよう努めなければならないこととします。

第五に、事業主は、雇用する短時間労働者から求めがあったときは、その待遇の決定に当たつて考慮した事項について説明しなければならないとともに、その雇用する通常の労働者の労働条件

の一般的水準について説明するよう努めることとします。

第六に、事業所内の均等待遇を確保するための雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、公明党を代表して、質問をいたします。(拍手)

委員会は、短時間労働者の均等待遇の確保等を図るために措置について調査審議し、事業主に対する意見を述べることを目的とします。また、事業主は、一定以上の短時間労働者を雇用する事業所ごとに均等待遇等推進者を選任しなければならないこととします。

私たち、パート労働者と通常の労働者との均等待遇の実現のために、これまで二回、同じ趣旨の法案を提出してまいりました。格差は正が喫緊の課題となっている今、法案の重要性を御理解いただき、本法案への御賛同をお願い申し上げて、趣旨説明を終わります。(拍手)

衆に存じます。

私は、ただいま議題となりました短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、公明党を代表して、質問をいたします。まず最初に、野党民主党の対案を久しぶりに見ることができます。野党民主党の対案を久しぶりに見ることができ、審議拒否に代表される不毛な路線から戻れつつあることを率直に歓迎したいと思っています。

しかしながら、本日も質問通告が直前まで出されていないと聞いております。質問通告は、議論を深めるために長い国会の歴史の中で培われてきた慣例であり、平成十一年の与野党申し合わせ事項であります。審議拒否すると国民の批判が大きいからといってこのような小手先の手段に訴えるのは、質問する側、される側、お互いのためにはらず、つまるところ国民の負託に背くものであると断じざるを得ません。不十分な通告で再質問をするのであれば、まさに本末転倒であります。アドリブでのやりとりはぜひ党首討論で存分にやつていただきたいと思います。国会のよき伝統が守られるこことを切に願うものであります。(拍手)

それでは本題に入ります。さて、今や千二百万人を超えるパート労働者の方々の待遇改善は待ったなしの課題であります。政府案の目玉は、すべてのパート労働者の働き方に応じて正社員との均衡を図る、いわゆる均衡待遇であると聞いております。

一口にパート労働といっても、さまざまなかたちがあります。政府案は、パート労働を、一、正社員と同視すべきもの、二、人材活用の仕組みが共通のもの、三、職務が同じもの、四、職務が異なるものという四つのイメージに分類をし、きめ細やかな体系で同一労働同一賃金を目指しています。

他方、民主黨案は、すべてのパート労働者を対象にした差別的取り扱いの禁止をうたっています。そのまま読めば、例えば、一日三時間で短期間パート労働を行つている方に対しても、正社員と同じように退職金、ボーナスを支払い、社宅を貸与するのでしょうか。私には、それが実現可能

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)及び短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案(西村智奈美君外二名提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(河野洋平君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。松浪健太君。

○松浪健太君 自由民主党の松浪健太であります。本会議場で初の質問に立たせていただき、光榮です。松浪健太君登壇)

であるとも、公正な待遇であるとも思えません。このような法案では、同一労働同一賃金のための法案とは言えません。

そこで、政府案の均衡待遇について伺います。政府案が対象とするパート労働者は限定的であるといった誤解も耳にします。仕事に見合った公正な待遇の実現に向けて、どうなっているのか、厚生労働大臣にお伺いします。

また、新規学卒者にとっては、数年前はまだ就職氷河期と呼ばれた時代がありました。企業が新卒採用を控えた結果、正社員として就職を望んだ多くの方々がいわゆるフリーターとなり、新たなチャンスに恵まれず、現在ではフリーターの高齢化が問題視されるまでになりました。たまたま時代のめぐり合わせが悪かつたために、チャンスを失つた多くの方々に再挑戦の機会が与えられなければなりません。

そうした中、ユニクロやワールドといった企業が千人単位でパート労働者などを正社員化するという報道を目にするようになりました。こうした先進的な取り組みを企業全体に広げていくために、法の後押しが極めて重要であります。

しかしながら、民主党案のように、パート労働者の優先採用を企業に求めるとは、採用活動を硬直的にします。リストラされた方や生活に困っている失業者の方々よりも、パート労働者を一律に優先することが本当に必要なのかどうか、疑問を持たざるを得ません。

政府案におけるパート労働者の正社員転換について、厚生労働大臣にお尋ねいたしました。パート労働者の方々の待遇改善は、大企業であれ、中小企業であれ、同じく実現されなければな

りません。しかしながら、厳しい価格競争の中での努力を重ね、必死で会社を守つておられる中小企業事業主の皆さんに、ただ一方的にお願いするばかりでは責任の丸投げであります。そこで、パート労働者の均衡待遇に取り組む事業主への支援を政府はどうするのか、厚生労働大臣にお伺いします。

これまで述べましたとおり、民主党案は、差別禁止も正社員転換も、実態を踏まえない非現実的な内容であります。さらに、格差を是正すると言はながら、正社員の働き方、待遇の見直しはしてはならないことをわざわざ明記しています。資本金一千万円以下の中小企業では、労働分配率が八五%を超え、人件費がぎりぎりのところまで来ている実態を踏まえてなのか、疑問があります。これでは、せっかくのパート労働法を正社員保護法にしているとしか考えられません。支持団体である労働組合が正社員中心に構成されているとはいっても、労働者にとりましては、生活基盤の安定の面から、それぞれメリットのある働き方として定着をいたしまして、日本経済を支えてきたものであります。今後とも、私は、この働き方は重要な働き方の形態であるということであると考えております。

したがいまして、そうでない働き方を総称するという意味で非正規という言葉を使うことも多くなっているということは御指摘のとおりであります。しかし、他方、我々は、どのような働き方を選択しても、安心、納得して働くことができる雇用環境の整備を進めることも重要であると考えております。したがいまして、そういう事態が進めば、正規、非正規という区別も、自然と重要性が薄くなっていくのではないかと考えております。

次に、均衡待遇の内容についてお尋ねがありました。

○国務大臣(柳澤伯夫君登壇)  
〔国務大臣柳澤伯夫君登壇〕  
松浪健太議員にお答え申し上げます。

まず、非正規雇用という言葉につきましてお尋ねがございました。

長期雇用が保障されている正社員は、企業にとりましては、帰属意識の確保であるとか、長期的人材育成であるとか、あるいは技能継承の面から、それからまた、労働者にとりましては、生活基盤の安定の面から、それぞれメリットのある働き方として定着をいたしまして、日本経済を支えてきたものであります。今後とも、私は、この働き方は重要な働き方の形態であるということであると考えております。

したがいまして、それでない働き方を総称する

事業主への支援についてお尋ねがありました。

事業主におきましては、既に基幹パート労働者の正社員化を図る等、政府案の内容を踏まえた雇用管理の適正化に着手している例も見られるところであります。このような取り組みをさらに推進するため、積極的に均衡待遇に取り組む事業主の支援として、今回のパート労働法改正により、短時間労働援助センターを通じまして、事業主団体や個々の事業主に対する助成を行うこといたしました。

さまざまな雇用形態への対応についてお尋ねがございました。

我々与党は、雇用・労働問題に関する与党協議会を設置し、企業の社会的責任を改めて問う労働関係法制の見直しを打ち出します。組合の外に置かれて声を上げることができずいる労働者の皆さん、パート労働者の労働組合組織率は4%しかなっていないんです。こうした労働者の皆さんとの声なき声

して、管理職としての役割を担い、または担い得るようない方から、短い時間、補助的な仕事をする方まで、千差万別であります。これを踏まえまして、政府案におきましては、すべてのパート労働者を対象とした、賃金、教育訓練、福利厚生のそぞれについての成果、意欲、能力、経験等に応じた均衡待遇の確保を図りまして、そのうち、特

に正社員と同様でいる者を対象とした差別的取り扱いの禁止を求めるごととしているわけでございます。

正社員転換についてお尋ねがありました。

正社員として働くことを望むパート労働者の方々に対しましては、正規雇用の機会の拡大を図つていくことは重要であると考えております。政府案は、事業主に対して、正社員の募集情報の周知、社内公募への希望の申し出の機会確保、転換制度の導入といった、正社員への転換を推進するための措置を義務づけることといたしております。それぞれの職場の実情に見合った方法で正社員転換を促進することいたしております。

事業主への支援についてお尋ねがありました。

事業主におきましては、既に基幹パート労働者の正社員化を図る等、政府案の内容を踏まえた雇用管理の適正化に着手している例も見られるところであります。このような取り組みをさらに推進するため、積極的に均衡待遇に取り組む事業主の支援として、今回のパート労働法改正により、短時間労働援助センターを通じまして、事業主団体や個々の事業主に対する助成を行うこといたしました。

さまざまな雇用形態への対応についてお尋ねがございました。

官報(号外)

今国会におきましては、どのような働き方を選択しても、安心、納得して働くことのできる環境の整備を図るために、パート労働法の改正ほか、最低賃金制度の見直し、雇用対策法の改正、労働契約法の制定などの法案を提出しているところでございます。また、労働者派遣法違反であるいわゆる偽装請負につきましては、今後とも、その防止、解消に最大限の努力をしてまいる所存であります。

働くことに希望、喜びを持てる社会の実現に向

けた考え方についてお尋ねがございました。

働くことは、人間の尊厳ある生活の基盤を支えるものであると考えております。この観点から、労働行政は、国民一人一人に、安定し充実した職業生活を確保し、そのことによって、国民の福祉の向上と経済の発展に努めていくべきものであると考えております。

このような考え方のもと、国民がどのような働き方を選択しても、安心、納得して働くことができる社会を実現するため、必要な法制度の整備等について、引き続き全力で取り組んでまいる所存でございます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 菊田真紀子君。

(菊田真紀子君登壇)

○菊田真紀子君 民主党の菊田真紀子でございます。

ただいま与党の質問者がいろいろおつしやつておられましたが、そんなに民主党案に対してもお聞きしたいことがあるならば、正々堂々、ここで民主党案に対しても御質問をしていたといったかった

と思つております。一言申し上げさせていただきます。

私は、民主党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました内閣提出の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案及び民主党提出の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案についての改善等に関する法律の一部を改正する法律案についての改善等に関する法律の一部を改正する法律案について質問をいたします。(拍手)

質問に先立ちまして、冒頭、大阪、福岡に統いて三月二十三日に東京地裁で国が敗訴した薬害肝炎に関して、どうしてもお伺いさせていただきたいと思います。

肝炎患者の皆さん、今こうしている間も、国による救済を一日千秋の思いで待つておられます。これらの問題は、本当に裁判だけに、司法だけに任せせておいてよい問題なのでしょうか。今こ

そ政治の出番であり、党派を超えた国会議員の政

策差は正は待ったなしです。逃げることなく、真っ正面から現実を直視していかなくてはなりません。そもそも、安倍政権が掲げる再チャレンジ政策が看板だけではなく、口先だけではないとおっしゃるならば、ぜひとも、具体的で実効性のある中身で政府の真剣さ、本気さを示し、すべての働く人々に安心と希望を与えていただきたいと思います。

今や日本のパート労働者は約千二百万人に上り、正社員と同じ内容の仕事をし、残業をし、会社のために一生懸命働いているにもかかわらず、パート社員という雇用形態の違いから、労働条件には大きな格差が存在しています。一つの例として、二〇〇五年の統計では、男性正社員の平均所定内給与に対し、男性パート社員は五二・五%、女性パート社員は四六・二%となつており、給与の格差は依然として大きく広がつたままであります。

小沢代表が激励に行き、民主党挙げてこの問題に取り組むことをお約束しました。また、同じ日

に、下村官房副長官は、官邸で原告の代表とお会

いになり、安倍総理の伝言として、与党と一緒に

取り組むことをお約束しました。

政府は、どれだけ対象者がいるのか知らないのか

委員会審議の中で、厚生労働大臣は、そのよう

な調査は行つていません、四%から五%程度ではな

いかというあいまいな答弁しかされていません。

私も、この週末、地元新潟の現状をいろいろ聞いてみましたが、果たしてそんなにいるのだろうか

というのが実感であります。

政府は、どれだけ対象者がいるのか知らないのか

として胸を張つて提出された割には、これでは全

くのかけ声倒れ、格差は正とはほど遠いではありませんか。私は、ここで改めて、差別禁止規定の

それでは、本題に入らせていただきます。

今や、働く人の三人に一人、約千六百万人が、

正社員ではない、パート、有期雇用、派遣、請負など非正規雇用となっています。また、働いても

働いても生活保護世帯以下の生活しかできない、

ワーキングプアと言われる人々は四百万人に上る

とも言われます。美しい国という言葉を自画自賛

し自己陶酔しているような安倍総理の目に、こう

した人々のぎりぎりの暮らしは一体どれだけ見え

ているのでしょうか。

格差是正は待ったなしです。逃げることなく、

真っ正面から現実を直視していかなくてはな

りません。そもそも、安倍政権が掲げる再チャレン

ジ政策が看板だけではなく、口先だけではないと

おっしゃるならば、ぜひとも、具体的で実効性の

ある中身で政府の真剣さ、本気さを示し、すべて

の働く人々に安心と希望を与えていただきたいと

思います。

今や日本のパート労働者は約千二百万人に上

り、正社員と同じ内容の仕事をし、残業をし、会

社のために一生懸命働いているにもかかわらず、

パート社員という雇用形態の違いから、労働条件

には大きな格差が存在しています。一つの例とし

て、二〇〇五年の統計では、男性正社員の平均所

定内給与に対し、男性パート社員は五二・五%、

女性パート社員は四六・二%となつており、給与

の格差は依然として大きくなつたままであります。

さらに、パートなど非正規の社員には、ボーナ

スや家族手当等が支払われず、教育訓練の機会も

ほとんど与えられません。長年パートとして働

き、経験を積み、いつかは正社員になりたいと願

い努力し続けても、現実には正社員登用への道は

対象となる方は一体どれだけいるのか、調査を行つもりなのか、厚生労働大臣にお伺いします。また、民主党案は、差別禁止規定の対象はどうなつてゐるのか、提出者にお伺いいたします。

政府案では、大部分のパート労働者は、差別的取り扱いの禁止の対象とならず、現行指針に倣い、均衡処遇の努力義務とすることにとどめています。努力義務では企業は動かず、逆に、正社員並みパートを減らして、ほかのパートをふやすことになりませんか。これでは、差別を放置しても許されることになり、かえつて格差が固定化されかねません。政府案は、正社員とすべて同じに働くのでなければ差別しても構わないと言つてゐるに等しく、この法案はパート差別拡大法案ではないかと言わざるを得ません。努力義務で、現状の格差がどの程度改善されると考えるのか、厚生労働大臣に伺います。

### 官 報 (号 外)

政府の経済財政諮問会議でも、同一価値労働同一賃金という考え方方が議論されているよう聞いております。しかし、私どもはパート労働者の労働条件の改善、格差は正を目指しているのに対し、政府内では目指す方向性が逆で、パート労働者の水準まで正社員の労働条件を下げればよいではないかとの考え方方が示されていると報道されています。現実に、非正規社員の賃金引き上げに伴つて、正社員の給与を減らしたという企業もあります。

このように、政府は、正社員の労働条件を切り下げるパート労働者との均衡を図ることを容認する考えなのか、厚生労働大臣に伺います。また、正社員の労働条件の切り下げを防止する具体的な規定があるのか、厚生労働大臣及び民主党案提出者に伺います。

パート、アルバイト等から正社員への転換といつても簡単な話ではありません。何年勤務してもパートのままで、いつまでたつても正社員になれることに不満を持っている方は、二十五歳から五十九歳までの働き盛りの男性で特に高くなっています。厚生労働省の調査でも明らかでいることは、厚生労働省の調査でも明らかです。

政府は、この法改正のもう一つの目玉としてパート労働者の正社員転換を推進する措置を挙げていますが、正社員募集のパート労働者への周知、配置転換を希望する申し出の機会の付与、正社員への転換試験制度の創設等のうち、どれか一つを実施すればよいことになつています。このようないかと言わざるを得ません。努力義務で、現状の格差がどの程度改善されると考えるのか、厚生労働大臣に伺います。

最後に、政府は景気は回復したと繰り返し発表しておりますが、地方においては全くそのような法改正で現行と何が変わるのでしようか。これまで年間何人が正社員に転換すると見込んでいますか。その実効性について厚生労働大臣に見解を伺います。民主党案についてはどうでありますか。民主黨は均等な待遇を基本にしています。これが、正社員への転換についてはどう考えますか。提出者に説明を求めます。

パート労働者がふえている中で、パート労働者の厚生年金への加入の拡大が大きな課題となつてあります。民主党は、すべての年金を一元化し、すばての国民が加入する年金制度の創設を提案しています。現行制度では、正社員の四分の三に当たる週三十時間以上働く場合に限り、厚生年金の適用が義務づけられていますが、政府はこれを週二十時間以上に引き下げ、かつ、残業手当などを除き、月収九万八千円以上、勤続一年以上、中小企業と学生は除外するといった要件を検討しております。現行制度では、正社員の四分の三に当たる週三十時間以上働く場合に限り、厚生年金の適用が義務づけられていますが、政府はこれを週二十時間以上に引き下げ、かつ、残業手当などを除き、月収九万八千円以上、勤続一年以上、中小企業と学生は除外するといった要件を検討しております。適用拡大の対象となるのは十万人から二十万人程度と推定されましたが、これではほとんど

が対象にならず、またもやボーナスだけでお茶を濁すことではありませんか。しかも、自民党

御静聴ありがとうございました。(拍手)

〔國務大臣柳澤伯夫君登壇〕

○國務大臣(柳澤伯夫君) 菊田真紀子議員にお答え申上げます。

先日、三月三十日に官房副長官が肝炎患者の

内でも、厚生年金の適用拡大には慎重意見が根強く、拡大対象をさらに限定することになると聞いています。

政府案では、結局、どのような条件のパート労働者なら適用拡大の対象となるのか、現在よりも何人ふえるのか、厚生労働大臣に御答弁をお願いします。また、このパート適用拡大によって生じる国の財政的な影響、及びこれに関連して所得税上の変更を検討しているか、財務大臣にお伺いします。

肝炎患者に係る対策につきましては、厚生労働省としても、現在行つております検査・診療体制の強化、治療方法の開発等の取り組みを推進しているところであります。今後、引き続き総合的に検討してまいります。

肝炎患者に係る対策につきましては、厚生労働省としても、現在行つております検査・診療体制の強化、治療方法の開発等の取り組みを推進してまいります。

## (号外)

官

次に、政府案における差別的取り扱い禁止の対象者についてお尋ねがございました。

この対象者につきましては、その要件を今回新たに定めましたために、直接対象者を示す過去の統計データは存在しております。このため、既に把握しているデータの中から最も近いデータとして平成十三年の調査をもとに、四、五%程度と考えているということをお答えしているところでございます。

新たな調査につきましては、事業所、事業主、労働者のいずれに対するものも正確な内容を得にくい上、事業主は既に政府案の内容を踏まえまして雇用管理の適正化に着手するなど状況の変化が著しく、対象者を調査によって新たに把握するということは困難であろう、このように考えております。

均衡待遇の、格差解消への実効性についてお尋ねがございました。

政府案は、努力義務も行政指導の対象としておりまして、問題があつた場合には都道府県労働局長が助言、指導、勧告を行うことといたしておりまして、実効性を確保していくことが可能である、このように確信をいたしております。

正社員の待遇の引き下げについてお尋ねがありました。

双方の労働条件が改善する中で進められることが望ましいと考えております。政府案では正社員の待遇引き下げを防止する規定は置いてはおりませんけれども、労働条件の引き下げについて、事

業主の一存で合理的な理由もなく行われることは、およそ法的に容認されないものと考えております。

正社員への転換の実効性についてお尋ねがありました。

正社員として働くことを望むパート労働者の方々に対しまして、正規雇用の機会の拡大を図つていくことは重要であると考えております。

政府案は、事業主に対して、正社員の募集情報の周知、社内公募への希望申し出の機会確保、それから転換制度の導入といった、正社員への転換を推進するための措置を義務づけております。このように、職場の実情に見合った方法で正社員転換を促進することといたしており、これによりまして実効性ある正社員転換が確保されるものと考えております。

厚生年金のパート労働者への拡大につきましてお尋ねがありました。

ます、適用拡大をする場合の対象人数についてであります、パート労働者千二百万人のうち約三百万人は、現行の基準によって既に厚生年金の適用を受けているのでございます。パート労働者に対する厚生年金の適用拡大について今回検討している案では、就労時間、賃金水準、勤務期間などの要件を設けることといたしておりますが、厚生年金財政への影響については、保険料収入が増加する一方、厚生年金の給付面も増加するところから、長期的にはほとんど影響がないものと承知しております。

なお、年金国庫負担については、もともとすべての国民が対象となつている基礎年金の給付費の財源となるものであることから、今回の厚生年金適用拡大によって基本的に影響はないものと承知しております。

パート労働について、おのののライフステージにおいて、短時間労働を選択するケースもありますが、正社員とほとんど労働時間や仕事の内容が同じというケースもあります。柳澤大臣はパートの働き方が千差万別であると答弁されておられます。正社員とほんと労働時間や仕事の内容が同じというケースもあります。

パート労働者が支払う厚生年金保険料は、現行の所得税法においても社会保険料控除の対象となり、その全額が課税対象となる所得から控除されます。したがって、厚生年金の適用がパート労働

年金拠出金が増加することから、長期的にはほどんど影響が生じないものと考えております。

なお、この適用拡大は、再チャレンジを支援し、被用者としての年金保障を充実させる観点などから行うものでありまして、年金財政を改善するために行うものでは当初からないということを理解賜りたいと思います。

以上でございます。（拍手）

〔國務大臣尾身幸次君登壇〕

○國務大臣（尾身幸次君） 菊田議員からの御質問についてお答えいたします。

パート労働者の厚生年金適用拡大についてお尋ねがありました。

パート労働者への厚生年金の適用拡大については、再チャレンジを支援し、被用者としての年金保障を充実させる観点などから、厚生労働省において検討を進めているところであります。

厚生年金財政への影響については、保険料収入が増加する一方、厚生年金の給付面も増加するところから、長期的にはほとんど影響がないものと承知しております。

○西村智奈美君 菊田議員から、民主党案についての御質問をいたしました。

結論から申し上げれば、民主党案では、すべてのパート労働者が差別禁止規定の対象となります。

パート労働については、おのののライフステージにおいて、短時間労働を選択するケースもありますが、正社員とほんと労働時間や仕事の内容が同じというケースもあります。柳澤大臣はパートの働き方が千差万別であると答弁されておられます。正社員とほんと労働時間や仕事の内容が同じというケースもあります。

パート労働者が支払う厚生年金保険料は、現行の所得税法においても社会保険料控除の対象となり、その全額が課税対象となる所得から控除されます。したがって、厚生年金の適用がパート労働するということに違いはありません。しかし、現状

者に拡大することとなつた場合であつても、この社会保険料控除の取り扱いを変更する必要はないと考えています。

また、パート労働者について厚生年金の適用が拡大されることにより、厚生年金保険料には増減が生じることになりますが、今回の厚生年金の適用拡大は、パート労働者に対する年金保障を充実させるなどの観点から検討が進められているところであります。厚生年金保険料は、被用者の将来の年金給付のため、所得に応じて負担を求めるものであり、先ほど申し上げましたとおり、その全額が所得税の課税対象となる所得から控除されることを踏まえれば、今回の厚生年金のパート労働者への適用拡大に伴い、所得税法上の取り扱いを変更する必要はないと考えております。（拍手）

〔西村智奈美君登壇〕

○西村智奈美君 菊田議員から、民主党案についての御質問をいたしました。

結論から申し上げれば、民主党案では、すべてのパート労働者が差別禁止規定の対象となります。

では、このパート労働者の働きに見合った待遇となつてないことが重要な問題なわけでございまして。

先ほど、自民党議員の方が民主党案に言及した折に、ボーナスのことをちょっと触れられたんでしょう。私は、三時間働いている人にボーナスを出すのはだめだと言つてゐるよう聞こえたんですけれども、果たしてそうなのでしょうか。

そもそも、この均等待遇の問題は、ボーナスの問題を含みますけれども、それだけではあります。一般的な均等待遇の推進ということが重要なわけでありまして、そこをよく御理解いただきたいと思います。

そこで、私たち民主党の案では、政府案のように、ごく一部の限られた範囲のパート労働者についてのみ差別的取り扱いを禁止するのではなく、すべてのパート労働者に対して差別的取り扱いを禁止することいたしました。

菊田議員もお地元の例を引かれておられましたけれども、いろいろな報道を通じて、大手スーパーの人事担当者が、政府案の差別禁止の対象になる人はいない、ゼロだというふうに報道をされてしまう。私たち民主党の案では、政府案のように、対象を限定として、パート労働を分断するような法案になつてないことを答弁申し上げます。(拍手)

〔小宮山洋子君登壇〕

○小宮山洋子君 菊田真紀子議員からの二つの質問についてお答えをいたします。

まず、民主党の正社員の労働条件の切り下げの規定についてお尋ねがありました。

民主党案は、すべてのパート労働者に対して均

等待遇の確保等を図ることを事業主に求めていますが、そこで、万が一にも、均等待遇の確保等を図るために、その他の労働条件が不恰り下げられることがないように、通常の労働者の労働条件を低下させではないという努力義務規定を第三条二項に定めています。

質問者も幾つか例を挙げられましたけれども、

こういう規定を置きませんと、例えば、パートと正社員の待遇を整理したいということで、就業規則を変更して、正社員は転居を伴う転勤あるいは残業を予定する社員として、パートは予定しない社員という区分を明文化して待遇の見直しを図ることとしたケースがあります。その結果、正社員で転居を伴う転勤や残業に応じられない社員が、パートへの転換措置が講じられる。このようなケースもあるからです。こういうことを防ぐためには、やはり労働条件を低下させてはならないという規定を法文の中に置く必要があると考えまして、民主党ではそういう規定を置いております。

次に、民主党の正社員転換促進についての規定についてのお尋ねですが、民主党案では、希望するパート労働者の正社員化を促進するために、事業主に対して、正社員と同種の業務に従事するパート労働者に対する正社員への応募の機会の優先的な付与とともに、他の応募者の就業の機会の確保についても配慮をしつつ、優先的な雇い入れ等の努力義務を第七条の二に定めています。

先ほど、自民党の方は、こちらに質問されるのではなくて、一方的に批判をされましたけれども、私たちは、きちんと他の応募者の就業の機会の確保に配慮をしつつ、優先的な雇い入れ等の努

力義務という形で、非常に現実的な規定をしていきます。政府案では、例えば正社員

募集の掲示を出せば足りてしまうということも想定されますから、民主党案の方がより積極的な内容となつていると考えております。

そして、これに関連して、質問者が言われたとおり、民主党案では、平等な均等待遇ということを基本にしております。同一価値労働同一賃金と

いうことがきちんと確保できるように、各事業所の中に、検討委員会という、物差しをつくるという仕組みを導入しています。これは、これまでになかつたことだというふうに考えています。

政府の方でも、ワークライフバランスというの

が少子化への対応のために必要だと言つてお

なだけのことだというふうに考えております。

以上でござります。(拍手)

○議長(河野洋平君) これにて質疑は終了いたしました。

〔議長退席、副議長着席〕

#### 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

○副議長(横路孝弘君) この際、内閣提出、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を

求めます。環境大臣若林正俊君。

〔国務大臣若林正俊君登壇〕

○國務大臣(若林正俊君) ただいま議題となりました自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を

求めます。環境大臣若林正俊君。

ごとに物差しをつくるという仕組みを、一步踏み込んでそれをつくったということが今回の私たちの法案の特徴だと考えております。そういう意味で、民主党案の方が政府案よりも思っているところを確信しております。

自民党、与党の提出者も、批判のための批判をするのではなく、必要があれば、質問をしていただければきちんと答えますし、私ども民主党案の内容はすぐれていると自負しておりますので、しっかりと審議の中で真摯な議論をしていただこうと確信しております。

ただ、国民党の方も政府案よりすぐれているといふことを確信しております。

自民党、与党の提出者も、批判のための批判をするのではなく、必要があれば、質問をしていただければきちんと答えますし、私ども民主党案の内容はすぐれていると自負しておりますので、しっかりと審議の中で真摯な議論をしていただこうと確信しております。

ただ、国民党の方も政府案よりすぐれているといふことを確信しております。

官 報 (号外)

大都市地域を中心とする二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による大気汚染については、自動車排出ガスに対する累次の規制に加え、本法に基づいた特別の排出基準の設定等、各般の対策を実施しております。その結果、大気環境基準の達成状況については改善傾向が見られております。

しかしながら、一方で、大都市地域において自動車交通量が多い道路が交差している一部の地区等においては、大気環境基準の非達成の状況が長期間にわたり継続しております。このような地区においては、大型車両の混入率が高いことや道路の構造上の問題等により、大気環境の改善が妨げられている状況にあります。また、窒素酸化物対策地域等の外から流入する排出基準を満たしていない自動車が大気環境に悪影響を与えており、このような地区における大気環境の改善が十分に進展しないおそれがあります。

このため、新たに、このような地区的な大気環境の改善を図るために重点的な対策を講ずることとし、大気環境基準が達成されていない地域について、できる限り早期の達成を図るとともに、既に達成されている地域については、その状況を維持するため、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の概要を御説明申し上げます。

第一に、大気汚染が特に著しい特定の地区に関する計画策定等についてであります。

都道府県知事は、窒素酸化物対策地域内において大気汚染が特に著しい地区を、窒素酸化物重点対策地区として指定することができる」として、指定された地区について、窒素酸化物重点対策計画を定めなければならないこととしております。

また、窒素酸化物重点対策地区内において特定の

用途に供される建物を新設する者に対して、事業活動に伴い自動車から排出される窒素酸化物の排出の抑制のための配慮事項等に関する届け出を義務づけ、当該届け出に係る勧告等の制度を設けることとしております。なお、粒子状物質についても同様の制度を設けております。

第二に、事業活動に伴い自動車から排出される窒素酸化物等の排出の抑制のための措置の拡充についてであります。

窒素酸化物重点対策地区等のうち指定された地区において、窒素酸化物対策地域等の周辺の地域内に使用の本拠の位置を有する自動車を運行する一定の事業者に対し、自動車から排出される窒素酸化物等の排出の抑制に関する計画の作成等を義務づけることとしております。また、窒素酸化物対策地域等において、窒素酸化物対策地域等の周辺の地域内に使用の本拠の位置を有する自動車を運行する事業者等について、自動車から排出される窒素酸化物等の排出の抑制等に努めることとしております。

以上が、この法律案の趣旨であります。(拍手)

次に、本法律案の趣旨説明に対する質疑

(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○副議長(横路孝弘君) ただいまの趣旨の説明に對して質疑の通告があります。これを許します。

田島一成君 〔田島一成君登壇〕

○田島一成君 民主党の田島一成でございます。

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○副議長(横路孝弘君) ただいまの趣旨の説明に對して質疑の通告があります。これを許します。

田島一成君 〔田島一成君登壇〕

まず、本題に入ります。

まず、環境基準未達成の最大の元凶とされてい

る流入車対策についてお聞きいたします。

対策地域外から入ってくる、いわゆる流入車については、排出基準に適合していない自動車の流

私は、民主党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりましたいわゆる自動車NOx・P法の改正案について質問をいたします。(拍手) 質問に先立ちまして、先月二十五日、能登半島で発生いたしました地震において、被害に遭われた皆様に衷心よりお見舞いを申し上げますとともに、犠牲となられた方々に心から御冥福をお祈り申し上げます。

民主党は、この地震被害に対し、いち早く鳩山幹事長が現地に入るなど、現状把握等に努めてもまいりました。今回の地震により、大切な我が家を失われた方々も多く、いまだ不自由な避難所生活をされている方々も多数いらっしゃいます。そのような中で、被災者の方々への支援と現地の復興が何より大きな課題となっています。

民主党は、以前より、政府による被災者の方々への生活支援は極めて不十分なものであると指摘をし、被災者の方々が困難な生活から再建に取り組めるよう、被災者生活再建支援法の抜本改正を訴えてまいりました。残念ながら、与党の皆さんへの理解を得られず、民主党が目指す被災者の方々への手厚い支援対策はいまだ実現しておりません。まことに遺憾のきわみであります。

民主党は、今後とも、被災者の立場に立ち、被災者の皆様への最善の対策を行うため、政府に対し、一層粘り強く、強く働きかけていく所存であります。

さて、本題に入ります。

まず、環境基準未達成の最大の元凶とされてい

る流入車対策についてお聞きいたします。

対策地域外から入ってくる、いわゆる流入車については、排出基準に適合していない自動車の流

や対策地域内のデパート等の荷主に対しては、事業活動に伴った自動車の排ガスについて、排出抑制に努めなければならないと努力義務しか課していません。

これは、ことし二月の中央環境審議会が行つた環境大臣の意見真申、ひいては中環審の大気環境部会自動車排出ガス総合対策小委員会の平成十七年十二月に示された今後の自動車排出ガス総合対策中間報告から見ても、明らかに後退であります。

そこで、今回、荷主等に対する自動車の排ガス排出抑制義務が、なぜ単なる努力義務にトーンダウンしてしまつたのか、その理由について、環境大臣の明確な答弁をお願いいたします。

次に、粒子状物質の中でも、その粒径が二・五マイクロメートル以下の微小粒子状物質の総称であります、いわゆるPM二・五についてお尋ねをいたします。

このPM二・五は、その小ささゆえに肺に沈着しやすく、がんや気管支ぜんそくなどとの関連性が強く懸念をされております。さらに問題なのは、ディーゼル自動車から排出されるディーゼル排気の微粒子は、PM二・五の代表的物質であるといふことです。現在、このPM二・五について、我が国においてはいまだに環境基準が設定されておりません。

一方、アメリカでは、このPM二・五について既に約十年前に環境基準が設定をされております。アメリカにはできて、なぜ我が国にはできないのでしょうか。今まで行政による規制のおかげから多くの健康被害者を生み出すという、アスベストやダイオキシンの場合と同じわだちを踏みます。

もうとでもいうのでしょうか。

もし、我が国でもアメリカと同じ環境基準で規制がなされたのなら、東京都における心血管疾患や肺がんなどで亡くなられる方のうち、約五千人以上を救うことができるといった研究報告も、昨年、報道をされています。環境基準を設定し、所要の対策を講じれば、多くの命を救うことができるのです。政府は、どうして今すぐにでもやらないのでしょうか。政府の対応は余りに遅過ぎるのではないかでしようか。

私は、一刻も早く、このPM二・五の環境基準を設定することを強く要望したいと思います。

このPM二・五の環境基準の設定について、発がん性が指摘をされている恐ろしい物質であるにもかかわらず、なぜ早急にこれをやろうとしてこのなかつたのか。また、今後も設定をする意思がないのか。その意思があるのなら、いつまでに設定をする方針なのか、環境大臣の答弁を求めます。

最後に、現在、和解協議中の東京大気汚染公害訴訟について、お尋ねをいたします。

政府は、この自動車NO<sub>x</sub>・PM法の改正案を、東京大気汚染公害訴訟の和解協議における原

ものと言わざるを得ません。

さらに申せば、原告の方々が裁判で一番強く求めているらしるのは、国の謝罪や損害賠償であります。

東京都は新たな助成制度の創設を表明しておりますし、自動車メーカー各社も、この和解に向けての前向きな検討がなされていると聞いています。

翻つて、国はどうでしょうか。賠償や医療費助成には全く否定的であり、さらに、東京都の提案するこの新しい助成制度への参加すら応じようとする

が不可能であつたとしても、環境汚染に起因する

蓋然性が高いと判断すべき環境被害については、

被患者に対して必要な救済を迅速に図ることが可能であるといつた制度であります。

そこで、民主党が現在検討を進めている新たな

環境健康被害者の救済制度に対する政府の御所見をお聞きするとともに、政府は、このようなあらゆる健康被害者の救済制度をつくるつもりがあるのか、環境大臣の明確な答弁をお願いいたします。

そこで、民主党政権が昨年九月二十八日、東京高等裁判所が、裁判所としてはできる限り早く抜本的、最終的な解決を図りたいとの解決を促す勧告を行いましたが、東京大気汚染公害訴訟に対し、政府として今後具体的にどのような姿勢で臨んでいく方針なのか。とりわけ安倍総理は、内閣支持率を意識つてか、はたまた國のこれまでの対応を深く理解せずしてか、國に資金負担が求められている医療費助成制度については検討すると語ったとの報道がなされております。官房長官、総理のこの発言についての真意をお答えください。

また、憲法第二十五条により、國は、すべての

国民に対し、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利の実現のため重大な責務を負つてゐるはず

官 報 (号 外)

であります。原告の方々が被害者救済を求めることが続けて東京大気汚染公害裁判は、既に十年を経過し、裁判の途中で亡くなられた原告も既に百名を超えていましたと聞いています。これらの方々に対して、国は何と答えていくのか。総理にお尋ねをしたいところではあります、官房長官にお尋ねをし、私の質問を終わらせていただきたい。

（國務大臣若林正俊君登壇）

○國務大臣（若林正俊君）自治体で先進的に行われている流入車規制を行なう考え方があるのかどうかとのお尋ねがございました。（拍手）

事業者等に対し、NO<sub>x</sub>・PM排出抑制のための計画作成の義務づけ等を行うもので、事業者による主体的な取り組みを促すものです。

その取り組みは、適正運転の実施から車両の積載効率の向上まで幅広い措置を導入しなくてはならないとから、幾つかの自治体で流入車対策として実施されている走行規制のような措置を導入しなくては、大気環境の一層の改善に効果を上げることができます。

いずれにしましても、大気環境の改善は、自動車NO<sub>x</sub>・PM法による三大都市圏に共通する措置と、東京都などの自治体の個別の取り組みとが相まって効果的に進められるものと考えております。

次に、荷主による自動車排出ガスの排出抑制を努力義務というふうに今回の法案にした、その理由についてお尋ねがございました。

中央環境審議会の意見具申、これは平成十九年

二月二十三日でございますが、そこにおきましては、流入車を使用する自動車運送事業者や流入車を発生させる荷主に対しては、排出量の抑制のために必要な取り組みを行うべきとされているところです。

今回の改正においては、これを踏まえ、荷主に抑制について幅広く努力義務を課し、貨物運送事業者と協力する等により、これを促すこととしたものであり、排出抑制対策として適切なものと考えております。

次に、PM一・五の環境基準の設定につきまして、大変遅いではないかという御指摘、お尋ねがございました。

PM一・五の健康影響をも踏まえまして、米国が大気環境基準を設定し、またWHOが大気質ガイドラインを設定したことにつきましては承知いたしております。現在、これらの諸外国の知見に

関する情報収集を行なっているところであります。

PM一・五につきましては、環境省において、現在、各種基礎調査研究を実施しており、日本国内におけるPM一・五の健康影響に関する科学的研究の集積に鋭意努めているところであります。

現時点では、PM一・五の環境基準を直ちに設定するには至りませんけれども、今後も、国内外におけるPM一・五の健康影響に関する科学的

知識の集積に努めてまいりたいと思います。

環境健康被害者の救済制度につきまして、民主

党が御検討の案も含めましてお尋ねがございました。

（國務大臣塩崎恭久君登壇）

の迅速な救済を図ることが重要であることは言うまでもありません。しかしながら、一般には、健康被害が生じた場合に、その原因者が負担するこれが原則であり、生じた健康被害の広がりや特性、原因者を明らかにできるかどうかなどを見きわめて、個別に考えていく必要があると考えております。

環境省としては、被害者の方々のできるだけ早い救済という観点から、個々の事例に応じ、何ができるかを検討すべきものと考えており、一般的な形で環境健康被害者の救済制度を創設するという考えは持つておりません。（拍手）

（國務大臣塩崎恭久君登壇）

○國務大臣（塩崎恭久君）田島議員にお答え申し上げます。

まず、東京大気汚染公害訴訟に対する国の方針と安倍総理の発言についてのお尋ねがございました。

総理が言われたように、本訴訟の解決に向

て、原告の方々の意見をよく聞きながら、国としてできることを幅広く、誠意を持って検討すると

の方針に基づきまして、関係大臣が対応している

ところです。

大気汚染による健康被害に対する医療費の助成

に関しては、因果関係の解明という大きな課題があり、慎重に対応せざるを得ませんけれども、例

えば、自動車排ガス対策の一層の推進や健康相談等を行う事業のニーズに合わせた拡充等、国として

できることについて、幅広く、誠意を持って検討してまいりたいと思います。

次に、東京大気汚染公害裁判の原告に対する対

応についてのお尋ねがございました。

本訴訟は、提訴から既に十年以上が経過しており、原告団の中には訴訟の解決を待たずに亡くなられた方もいらっしゃると聞いているところでござります。

国としては、こうした状況も踏まえて、できるだけ早く解決点を探るべく、何ができるかについて原告との話し合いを進めているところであり、引き続き誠意を持って検討してまいります。

（國務大臣（横路孝弘君））これにて質疑は終了いたしました。

○副議長（横路孝弘君）これにて質疑は終了いたしました。

午後二時三十二分散会

（出席副大臣）

財務大臣 尾身 幸次君  
厚生労働大臣 柳澤 伯夫君  
農林水産大臣 松岡 利勝君  
国土交通大臣 冬柴 鐵三君  
環境大臣 若林 正俊君  
国務大臣 塩崎 恭久君

厚生労働副大臣 武見 敬三君  
環境副大臣 土屋 品子君

出席副大臣

（法律の趣旨説明に対する田島一成君の質疑）

（法律の趣旨説明に対する田島一成君の質疑）

（法律の趣旨説明に対する田島一成君の質疑）

（法律の趣旨説明に対する田島一成君の質疑）

（法律の趣旨説明に対する田島一成君の質疑）

（法律の趣旨説明に対する田島一成君の質疑）

（法律の趣旨説明に対する田島一成君の質疑）

（法律の趣旨説明に対する田島一成君の質疑）



官報(号外)

農林水産委員 辞任	飯島 夕雁君 渡部 篤君 岡本 充功君 仲野 博子君 山田 正彦君 富岡 勉君 西本 勝子君 園田 康博君 近藤 洋介君 園田 康博君 鶩尾英一郎君 安全保障委員 辞任	前原 誠司君 菅野 哲雄君 西本 勉君 あかま二郎君 浮島 敏男君 土井 亨君 亀岡 健民君 土井 亨君 あかま二郎君 (特別委員会) 辞任及び補欠選任 一、去る三月二十九日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
議院運営委員 辞任	富岡 勉君 西本 勝子君 園田 康博君 近藤 洋介君 鶩尾英一郎君 飯島 夕雁君 渡部 篤君 岡本 充功君 仲野 博子君 山田 正彦君 土井 亨君 亀岡 健民君 山田 正彦君 (災害対策特別委員 辞任)	菅野 哲雄君 辻元 清美君 西本 勉君 あかま二郎君 浮島 敏男君 土井 亨君 亀岡 健民君 土井 亨君 あかま二郎君 (日本国憲法に関する調査特別委員 辞任)
前原 誠司君 菅野 哲雄君 西本 勉君 あかま二郎君 浮島 敏男君 土井 亨君 亀岡 健民君 土井 亨君 あかま二郎君 (議案提出) 一、去る三月三十日、内閣から提出した議案は次のとおりである。 イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律案 独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律案 (議案通知書受領) 一、去る三月二十九日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。 特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案 一、去る三月二十九日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。 自動車検査独立行政法人法及び道路運送車両法の一部を改正する法律案	前田 雄吉君 川条 志嘉君 佐藤ゆかり君 藤野真紀子君 杉村 太蔵君 杉村 太蔵君 西本 勉君 越智 隆雄君 石破 茂君 渡海紀三朗君 六号) 株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出第四七号) 株式会社日本政策金融公庫法案(内閣提出第四六号) 以上二件 内閣委員会 付託 (議案付託) 一、去る三月二十九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。 株式会社日本政策金融公庫法案(内閣提出第四六号) 一、去る三月二十九日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。 法律の整備に関する法律案(内閣提出第四七号) 法律の整備に関する法律案(内閣提出第四六号) 以上二件 内閣委員会 付託 (議案送付) 一、昨二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 災害対策特別委員 辞任	
川条 志嘉君 佐藤ゆかり君 藤野真紀子君 杉村 太蔵君 杉村 太蔵君 西本 勉君 越智 隆雄君 石破 茂君 渡海紀三朗君 六号) 株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出第四七号) 株式会社日本政策金融公庫法案(内閣提出第四六号) 以上二件 内閣委員会 付託 (議案付託) 一、去る三月二十九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。 株式会社日本政策金融公庫法案(内閣提出第四六号) 一、去る三月二十九日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。 法律の整備に関する法律案(内閣提出第四七号) 法律の整備に関する法律案(内閣提出第四六号) 以上二件 内閣委員会 付託 (議案送付) 一、昨二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 災害対策特別委員 辞任	前原 誠司君 菅野 哲雄君 西本 勉君 あかま二郎君 浮島 敏男君 土井 亨君 亀岡 健民君 土井 亨君 あかま二郎君 (議案提出) 一、去る三月三十日、内閣から提出した議案は次のとおりである。 イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律案 独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律案 (議案通知書受領) 一、去る三月二十九日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。 特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案 一、去る三月二十九日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。 自動車検査独立行政法人法及び道路運送車両法の一部を改正する法律案	

モーターボート競走法の一部を改正する法律案  
恩給法等の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

関税定率法等の一部を改正する法律案

独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律案

行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律案

尖閣諸島への日本政府職員の上陸に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

天下り受け入れの待遇条件書いわゆる「割愛申請書」に関する質問主意書(長妻昭君提出)

北方領土問題を巡る中間条約締結の可能性に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

リハビリ打ち切り規定に関する再質問主意書(長妻昭君提出)

天下り受け入れの待遇条件書いわゆる「割愛申請書」に関する質問主意書(長妻昭君提出)

平成十九年三月二十日提出  
質問第一三二号

夕張市の財政再建に対する国の対応に関する質問主意書

提出者 滝 実

夕張市の財政再建に対する国との対応に関する質問主意書

夕張市の財政再建に対する質問主意書

めぐり国は財政再建の責任はないとの姿勢をとり続けた。しかし、多くの地方公共団体が財政破綻したのは、国が国際収支改善のため財政金融一体の緊縮政策を押し進め、十分な地方財政措置を講じてこなかつたからであるとの声が高まつた結果、極端に財政が破綻している地方公共団体を救済することで財政再建法の制定に踏み切らざるを得なくなつた。

現在の地方財政も当時と同様な事情の下に置かれている。それは、昭和六十一年四月のいわゆる前川リポートにより国が経済政策を転換した事情があるからである。前川リポートでは、日米経済摩擦を回避するため、日本企業の海外投資の拡大と国内の公共投資の拡大、農産物の輸入規制の撤廃、国内石炭から輸入石炭への切り替えなどを提言し、その通りに忠実に実行された。この結果、地方政府の産業は製造業の空洞化を土木建築業で穴埋めする構造に転換するとともに、わずかに残つていた国内の炭鉱のほとんどが閉山に追い込まれた。

こういう産業構造の転換が進んだ末に公共投資の削減が始まり、地方の産業は一気に衰退してしまった。同時に、戦後積み上げてきた地方財政制度を前提に財政運営を行つてきた地方公共団体にとって、三位一体の改革の名の下に平成十五年度から行われた国庫補助負担金と地方交付税の削減は致命的な打撃となつた。

夕張市の財政破綻は、炭鉱閉山に伴う後始末を引き受けざるを得なかつた特異な事情のうえに、全国の地方公共団体に共通の国費削減が重なつたことによるものである。なぜ夕張市が炭鉱閉山に伴う後始末を引き受けざるを得なかつたかと言え

官報 (号外)

ば、昭和五十七年の北炭夕張の閉山に際し安倍晋太郎通産大臣が再開発に最大限の努力をする、地域経済への影響を考慮してそれなりの援助をする、そして市の財政を援助するとの談話を発表し、地元はこれに期待を寄せていましたからだ。これに望みをかけた従業員の半数が地元に留まり、成行きを見守っていた。それだけに、夕張市の財政破綻は重篤であり、三百五十三億円にも及ぶ赤字を四十四億円にすぎない標準財政規模の市が十八年間の財政再建計画で解消するというのは現実離れしている。昭和三十年度から再建に取り組んだ徳島県小松島市は當時としては最長である十五年間の財政再建計画を策定したが、標準財政規模に対する赤字額は推定で三倍、最近の福岡県赤池町は平成三年度から十二年度にかけて再建に取り組み標準財政規模に対する赤字額は一・二倍であった。ところが夕張市の標準財政規模に対する赤字額は八倍であり、解消すべき赤字額は過去に例がない大きさである。そこで次の点について質問する。

一 過去に例がないほど巨額の赤字であるため、夕張市の財政再建計画は市に課せられた事務を遂行できず、地方公共団体として存続できない恐れがあると考るが、政府としての見解を示されたい。

二 夕張市の財政再建計画によれば、公債費のほかに赤字解消額を別枠で見込む計画となつていいが、これを合算した毎年の公債費総額は標準財政規模の七・八割、最後の数年間は九割を占める。このような財政再建計画を作つても再建計画が行き詰まり、市政が混乱することは目に見えてい

いるので、夕張市において策定された財政再建計画の期間を今後延長して、六十年とすべきではないか。

三 総務大臣は財政再建計画に同意したが、地方財政法または財政再建法を改正せずに夕張市が三百五十三億円に及ぶ一時借入金中心の財政再建計画を作るのは違法ではないか。

四 北海道が夕張市に対して財政再建計画の裏付けとして当初三百六十億円の融資と実質的な利子補給を行うこととされている。北海道そのものもいわゆるヤミ起債の形をとることにはならないのか。

五 北海道が夕張市に対する融資資金三百五十三億円の利子を軽減する部分を地方交付税で財源手当てを行うといわれているが、長期にわたり多額にのぼる措置を地方交付税で行うのは不適切ではないか。

六 新たに国会に提出された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律案」では、地方公共団

六 新たに国会に提出された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律案」では、地方公共団体が損失補償をするなど密接に関係する事業を含めて財政状況を公表することとされており、夕張市以外にも財政破綻の状況にある地方公共団体が表面化するものと予想される。しかし、これまで、夕張市のように財政再建法に準拠するという建前をとりながら建前にルールとしているものがない状況では、財政再建をしようとしても再建の手段を検討する手掛かりを把握しにくい。今後に備えて再建の手段を含め財政再建のルールを設けておくべきではないか。

七 右質問する。

る。国債においても償還期間は六十年とされて

いるので、

平成十九年三月三十日

内閣衆質一六六第一三二号

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員滝実君提出夕張市の財政再建に対する質問に対する答弁書

〔別紙〕

衆議院議員滝実君提出夕張市の財政再建に

対する國の対応に関する質問に対する答弁

書

一について

夕張市の財政再建計画は、住民生活に必要な事務事業を行うことを前提に財政再建を図ることができるものとして同意したものであり、御指摘のような懸念は生じないものと考えている。

二について

財政再建期間については、計画の確実性や実効性を確保し、借入金等の利子負担を軽減するため、できる限り短期であることが望ましいと考えており、一について述べたとおり実行が可能な計画であると考えているので、この計画期間を更に延ばすべきとは考えていない。

三及び四について

総務省としては、夕張市の財政再建計画は徹底した歳出削減と歳入確保により実質収支の赤字を計画的に解消するものとして策定され、北海道の貸付けは同市の財政再建計画の実施過程において必要となる資金手当を行うものと承知しているが、これらの団体における具体的な財務

五について

処理が法令にのつとて適切に行われるよう助言してまいりたい。

市町村が行う事務に対し都道府県が必要に応じ支援することは一般的に行われており、夕張市あるとは考えていらない。なお、支援の具体的な活動を確保するため、北海道の同市に対する支援について交付税措置などを不適切であるとは考えていない。なお、支援の具体的な在り方については現在検討中である。

六について

御指摘の地方公共団体の財政の健全化に関する法律案においては、財政状況が著しく悪化し財政再生基準を超えた地方公共団体は、事務・事業の見直し、組織の合理化等の歳出削減計画、地方税の徴収成績の向上、使用料等の額の変更、財産処分等の歳入増加計画等を内容とする財政再生計画を策定することとされているが、その内容については、当該団体の赤字の額、財政力、行財政規模、その他の事情を勘案して個別の団体ごとに必要な具体的措置が定められるべきものであると考えている。

夕張市以外にも財政破綻の状況にある地方公共団体が表面化するものと予想される。しかし、これまで、夕張市のように財政再建法に準拠するという建前をとりながら建前にルールとしているものがない状況では、財政再建をしようとしても再建の手段を検討する手掛かりを把握しにくい。今後に備えて再建の手段を含め財政再建のルールを設けておくべきではないか。

右質問する。

平成十九年三月二十日提出

質問 第一三三号

外務省の秘密保全に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省の秘密保全に関する質問主意書

西村六善氏が外務省欧亜局長をつとめた時期

を明らかにされたい。

二 西村六善氏の現職を明らかにされたい。

三 一九七三年十月の田中角栄内閣総理大臣とレオニード・ブレジネフ・ソ連共産党書記長との会談記録は、極秘の秘密指定がなされ、外務省に保管されていると承知するところ、確認を求める。

四 西村六善氏が外務省欧亜局長をつとめている時期に、三の会談記録の写しを、外務省が定める秘密指定解除の手続きをとらずに国会議員に渡した事実があるか。

五 西村六善氏が外務省欧亜局長をつとめていた時期に、同局においては秘密が守られる態勢がとられていたか。右質問する。

三について

御指摘のとおりである。

四について

外務省において調査した範囲では、お尋ねの事実は確認されなかつた。

五について

外務省としては、秘密保全のための適切な措置がとられていたと承知している。

事実は確認されなかつた。

外務省要人外国訪問支援室に関する質問主意書 提出者 鈴木 宗男

平成十九年三月二十日提出

質問 第一三三四号

外務省要人外国訪問支援室に関する質問主意書 提出者 鈴木 宗男

平成十九年三月二十日提出

質問 第一三三三号

外務省要人外国訪問支援室に関する質問主意書 提出者 鈴木 宗男

平成十九年三月三十日提出

質問 第一三三三号

〔別紙〕  
衆議院議員鈴木宗男君提出外務省要人外國訪問支援室に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省要人外國訪問支援室に関する質問に対する答弁書

一及び三について

外務省として、要人の外國訪問に係る支援業務を専門的に担当し業務の合理化を図ることを目的として、平成二年四月に要人外國訪問支援室を設置したものであり、当時の判断は適切であつたと認識している。

二について

松尾元外務省要人外國訪問支援室長の公金横領疑惑が明らかになつたことを受け、平成十三年一月三十一日に同室を廃止した。

一について

松尾元外務省要人外國訪問支援室長の公金横領疑惑が明らかになつたことを受け、平成十三年一月三十一日に同室を廃止した。

二について

竹島問題をめぐる日韓密約に関する質問主意書 提出者 鈴木 宗男

平成十九年三月二十日提出

質問 第一三三五号

竹島問題をめぐる日韓密約に関する質問主意書 提出者 鈴木 宗男

平成十九年三月二十日提出

を交わしていたと報じた。  
同誌によると、建設相時代に密約交渉を担当していた河野一郎氏の特命を受けた宇野宗佑自民党議員(後の首相)が訪韓し、韓国の丁一権首相(当時)に「解決せざるをもつて解決したとみなす」と記された密約文書を渡した。朴正熙大統領(同)も承認したという。同年六月に調印された日韓基本条約で竹島問題について触れないことも合意していた。

密約文書には、①日韓両国がともに竹島を自國の領土と主張することを認め、反論に異議を提起しない②韓国が竹島を占拠している現状を維持するが、韓国は警備員の増強や新施設の建設は行わないなどの付属条項が含まれていた。

韓国で保管されていた文書は朴正熙大統領の暗殺後、全斗煥大統領が燃やしたという。当時の関係者の一人は本紙に対し、密約文書の存在を認め、『日韓基本条約調印を実現するために編み出した知恵だつた』と話している。との記事を掲載していることを外務省は承知しているか。

四 二〇〇七年三月十九日に発売された韓国の月刊誌「月刊中央」に掲載された竹島問題に関する記事(以下、「記事」という。)が公電で外務省に到着した日時分を明らかにされたい。

五 「記事」の全容を明らかにされたい。

六 四の公電は山田重夫外務省アジア大洋州局北東アジア課長に配付されているか。

七 「記事」に関する対外応答要領を外務省は作成したか。作成したならば、その内容を明らかにされたい。

官 報 (号 外)

八 一九六五年に河野一郎氏の特命を受けた宇野

宗佑自民党議員が訪韓し、韓国の大統領<sup>チヨン・イル</sup>丁一権首相

に「解決せざるをもつて解決したとみなす」と記された密約文書を渡したという事実があるか。

九 竹島の領有権をめぐる密約問題について、外務省は真実を国民の前に明らかにする用意があるか。

右質問する。

内閣衆質一六六第一三五号

平成十九年三月三十日

衆議院議長 河野 洋平殿

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員鈴木宗男君提出竹島問題をめぐる日韓密約に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出竹島問題をめぐる日韓密約に関する質問に対する答弁書

一、二及び九について

我が国としては、大韓民国による竹島の不法占拠は、竹島の領有権に関する我が国の立場に照らし受け入れられるものではないとの立場に基づき、竹島の領有権の問題の平和的な解決を図るため、従来より外交努力を不斷に行つてきているところであり、このような我が国の立場に反する約束を両国間で秘密裡に行うようなことは当然認められず、御指摘の「密約」が我が国と大韓民国との間で行われたとの事実はない。

三について

御指摘の報道については、外務省として承知している。

四について

御指摘の公電は、平成十九年三月二十日午前六時二十五分に外務省において受信した。

五について

御指摘の「記事」は、大韓民国で発行されている月刊誌「月刊中央」に、同誌編集委員が執筆したものとして掲載されている。

この「記事」によれば、河野一郎国務大臣(当時)と丁一権大韓民国國務總理(当時)との間で、竹島問題に関し、「解決せざるをもつて解決したとみなす。したがつて条約では触れない。」とする「秘密協定」が署名されており、これには、「竹島は今後、韓日両国が自國の領土であると主張することを認め、同時にこれに反論することには異議を提起しない。将来、漁業区域を設定する場合、両国が竹島を自國領土とする線を確定し、二つの線が重複する部分は共同水域とする。現在、韓国が占拠している現状を維持する。しかし、警備員を増強したり、新しい施設の建築や増築は行わない。両国はこの合意を引き続き守っていく。」との「附屬項」が付されている。

同「記事」は、このような内容のほか、千九百六十五年一月、ソウルにおいて、宇野宗佑衆議院議員(当時)が丁一権大韓民国國務總理(当時)にそれらの文書を渡したとされていることを含め、それらの文書が署名されるに至った経緯等について、先に述べた編集委員が金鍾路氏から聴取したとされる事項等を基に記述されている。

六について

御指摘の公電は、お尋ねの課長に配付されている。

七について

外務省として、御指摘の報道に係る事実関係等を内容とする対外応答要領を作成した。

八について

政府として把握している限りでは、御指摘の事実は確認されていない。

平成十九年三月二十日提出

質問 第一三六号

高知県東洋町における高レベル放射性廃棄物の最終処分場建設までの手続きに関する質問主意書

提出者 高井 美穂

高知県東洋町における高レベル放射性廃棄物の最終処分場建設までの手続きに関する質問主意書

設の建設、調査などを拒否する条例案が町議会に提案されることが決まった。この条例が可決された場合、文献調査は実施されない、あるいは、(文献調査が開始されていた場合には)中止されると考えられるが、いかがか。

二 文献調査の後には、概要調査が行われる仕組みとなっているが、法第四条第五項において、「(略)概要調査地区等の所在地を定めようとするときは、当該概要調査地区等の所在地を管轄する都道府県知事及び市町村長の意見を聞き、これを十分に尊重してしなければならない。」とされているが、高知県知事あるいは東洋町長が概要調査に対して反対の意見を提出した場合には、経済産業大臣は概要調査を実施しないと解してよいのか。

三 調査の申請が行われており、申請が認められれば原環機構は調査を開始すると思われる。一方、東洋町では町民の直接請求により、町内への放射性廃棄物の持ち込みや、処分に関する施

会において否決されたものと承知している。

二について

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律

(平成十二年法律第二百七十九号)第四条第五項は、

特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画において概要調査地区等の所在地を定めようとするときは、当該概要調査地区等の所在地を管轄する都道府県知事及び市町村長の意見を聴き、これを十分に尊重すべきものと規定している。

このように、概要調査地区等の選定に当たっては、地元の理解と協力が不可欠であることから、政府、原子力発電環境整備機構及び発電用原子炉設置者は、地元の理解等を得るべく最大限の努力を行うこととしている。それでもなお、地元の理解等が得られず、当該都道府県知事又は市町村長が概要調査地区等の選定につき反対の意見を示している状況においては、当該都道府県知事又は市町村長の意見に反しては、概要調査地区等の選定は行わないものと考えている。

平成十九年三月二十二日提出  
質問 第一三七号

**在日米軍等の再編に関する質問主意書**

提出者 笹木 竜三

在日米軍等の再編に関する質問主意書  
政府は今国会に「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案」を提出し、今後の在日米

軍及び自衛隊の役割について新たな運用を提示している。よって、以下の点について政府に質問する。

内閣衆質一六六第一三七号  
平成十九年三月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員 笹木 竜三君提出在日米軍等の再編に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

米軍のグアム移転について新たな運用を提示して米国が見積りをした概算の金額であり、引き続き当該経費の詳細について米国と協議することとしているため、その積算根拠をお答えすることとは差し控えたい。

お尋ねの「事業体の組織・運用」については、米国と協議中であり、現時点では決まっていない。

衆議院議員 笹木 竜三君提出在日米軍等の再編に関する質問に対する答弁書

平成十九年三月二十二日提出  
質問 第一三八号

北方領土問題についての露紙報道に関する質問主意書  
提出者 鈴木 宗男

北方領土問題についての露紙報道に関する質問主意書  
提出者 鈴木 宗男

平成十九年三月二十二日付産経新聞が、「北

方四島 日本、一括返還放棄? 外務次官提案と露紙報道」との見出しで、

「日本側が先のフラトコフ・ロシア首相の訪日際に際して行われた日露外務次官級協議で、北方領土問題について『極端な立場』を放棄する用意があると提案し、北方四島の一括返還要求にござだわらない姿勢を公式の場で初めて示唆したこと二十日、ロシアの有力日刊紙コメルサントが報じた。

同紙が掲載したイタル・タス通信のゴロブニ

ン東京支局長の分析記事によると、谷内正太郎外務事務次官は先月、フラトコフ首相に同行し訪日したロシュコフ外務次官と会談した際、安倍晋三首相の意向として、日露双方が領土交渉において『極端な立場』から離脱することを提案した。

日本側はさらに、ロシアへの北方四島の返還要求をやめる代わりに、ロシア側も一九五六年の日ソ共同宣言に沿った二島引き渡しによる解決という枠組みを放棄することを要求。両国が接近できる環境を整える必要性を強調し、両国首脳が『勇気ある政治決断』をするよう促したといふ。

同紙は『日露双方が、(同問題で)まだ妥協するには至っていない』としながらも、『ロシア外務省は、日本側が今回、初めて四島返還要求を公式に放棄する意向を固めたものととらえている』と伝えた。

しかし、同紙は、安倍政権が今年七月に参院選挙を控えており、政権の座をかけた対ロシア譲歩は事実上不可能であるとしたほか、ロシア側も、来年に控えた大統領選挙が終わるまでは

『対日領土譲歩は)思いも及ばない』問題であるとして、両国接近の可能性は依然として少ない結論づけた。』

という記事を掲載していることを外務省は承知しているか。

二 谷内正太郎外務事務次官が二〇〇七年二月、フラトコフ露首相に同行し訪日したロシュコフ

露外務次官と会談した際、安倍晋三首相の意向として、日露双方が領土交渉において極端な立

場から離脱することを提案したという事実があるか。

三 一の「コメルサント」紙の記事について報告する公電が外務本省に到着した日時分を明らかにされたい。

四 三の公電の内容を明らかにされたい。

五 在ロシア連邦日本国大使館は、一の「コメルサント」紙の記事を迅速に処理したと外務省は認識しているか。

六 北方領土問題に対する外務省の基本方針に変更があるか。

右質問する。

内閣衆質一六六第一三八号  
平成十九年三月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土問題についての露紙報道に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土問題についての露紙報道に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の報道については、外務省として承知している。

二について

お尋ねのような事実はない。

三及び四について

お尋ねの事実はない。

五について

お尋ねの事実はない。

六について

お尋ねの事実はない。

七について

お尋ねの事実はない。

八について

お尋ねの事実はない。

九について

お尋ねの事実はない。

十について

お尋ねの事実はない。

十一について

お尋ねの事実はない。

十二について

お尋ねの事実はない。

十三について

お尋ねの事実はない。

能性を調査する区域の公募(以下「公募」と略す)に

高知県東洋町長が応募書を提出したが、議会や町民の多数は反対の意思表示を行っている。町長の民主主義に反する行動は、公募制度が持つている

問題点により引き起こされた疑惑がある。また、今国会には、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律などの改正案が提出されている。よつて、それらの問題につき、以下の質問をする。

一 平成十八年三月の応募書の提出について

報道によれば、高知県東洋町長は平成十八年三月二十日付けで応募書を提出したとされている。國は直ちに原子力発電環境整備機構から報告を受けてしかるべきだが、この事實をいつ把握したか。また、報告内容はどういうものであったか。

① 仮に直ちに報告を受けていないとすれば、國は指導責任を果たしていると言えるのか。

② 国は平成十九年二月二十七日に開かれた東洋町議会特別委員会で資源エネルギー庁放射性廃棄物等対策室の吉野恭司室長は「事業内容を十分に検討せずに応募書を提出してきたケースは複数あった」と説明している。それからすれば、少なくとも現在は報告を受けている

と思料される。応募書の提出があつた以上、その情報は直ちに公開されるべきと考えるが、いかがか。吉野室長の言う複数のケースにつき、自治体名と提出日時、原子力発電環境整備機構の対応内容を明らかにされたい。

④ 報道によれば、原子力発電環境整備機構は

高レベル放射性廃棄物の最終処分施設の設置可能性を調査する区域への高知県東洋町の応募に関する質問主意書

提出者 辻元 清美

高レベル放射性廃棄物の最終処分施設の設置可能性を調査する区域への高知県東洋町の応募に関する質問主意書

④ 報道によれば、原子力発電環境整備機構は

## 官報(号外)

「町民、議会のコンセンサスを得てから応募しても遅くはない」と指摘して平成十八年三月二十日付け応募書を差し戻したとされる。他方、市民団体への説明で同機構は「差し戻したのではなく、東洋町長が取り下げたものである」と述べたといふ。国としてどう把握しているか。差し戻しあるいは取り下げの理由は何か。

(5) 仮に国が理由等に関して把握していないとすれば、指導責任を果たしていると言えるのか。

(6) 原子力発電環境整備機構の差し戻しに関して、国は何らかの指導を行つたか。差し戻しに関して直ちに事実解明すべきであると考えるがいかがか。

(7) 原子力発電環境整備機構は、これら一連の事実を公表せず、平成十八年三月二十日以降も「応募はない」と虚偽の説明を行つてきた。指導が必要と考えるがいかがか。

## 二 平成十九年一月の応募書の提出について

(1) 高レベル放射性廃棄物の処分施設に応募しないことを求める請願が東洋町議会に町民の過半数を超える署名と共に提出されていることとを、国は把握しているか。また東洋町議会の多くの議員が請願紹介議員となつていることとを把握しているか。

(2) 原子力発電環境整備機構は、文献調査実施に先立ち地質的条件の事前確認を行つている

が、事前確認の項目に住民、議会のコンセンサスも含めるよう指導すべきではないか。

(3) 住民、議会のコンセンサスのないまま手続を進めれば、原子力発電環境整備機構が公募に当たり示している「地域共生」など有り得ないことを示すことになるのではないか。また、原子力政策全体が民主主義に反して推進すると受け取れ、マイナスと考えるがいかがか。原子力発電環境整備機構の事業計画変更申請を認可すれば、民主主義に反する応募手続きを追認したことになると考える。いくら反対しても国は計画を強行するとの印象を与えることになるが、それでよいのか。

(4) 高知県東洋町長は、文献調査に応募したが処分場は誘致していないと公言している。「文献調査に応募」という方はあやまりではないのか(応募書は「高レベル放射性廃棄物の最終処分施設の設置可能性を調査する区域」に該当しないのか)。理由を付して回答されたい。

(5) 文献調査をどこで行うかは、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律(以下、「法」と呼ぶ)第四条第二項にいう「概要調査地区等の選定及び最終処分施設の設置に関する事項」に該当しないのか。理由を付して回答されたい。

(6) 法第六条では、文献調査は「最終処分計画及び原子力発電環境整備機構の承認実施計画に従つて実施しなければならない」旨の規定があるが、具体的には両計画のそれぞれどの知事が明確に反対している場合、文献調査を強行しても次の段階に進めないのでないのか。したがつて知事の意に反して文献調査を行つても次の段階に進めないのでないのか。

(7) 文献調査後の意見聴取で知事の同意を得ようとすると趣旨の答弁をしているよう見

うとするなら、知事の意向に反して文献調査を強行することは、同意獲得にとつて障害になるのではないか。

(8) 当該自治体が県境に位置する場合は、知事の聴取は隣接県知事に対しても行われるべきと考えるが、いかがか。

(9) 公有水面埋立法第三条第四項には「市町村長第一項ノ規定ニ依リ意見ヲ述べムトスルトキハ議會ノ議決ヲ経ルコトヲ要ス」との規定がある。高レベル放射性廃棄物の最終処分地の選定にあたつても、その影響の大きさに鑑み、同様の規定をもうけるべきではないか。

(10) 文献調査を伴う手続きについて

(11) 文献調査の取り下げについて

(12) 応募書の取り下げについて

(13) 応募書の取り下げについて

(14) 応募書の取り下げについて

(15) 応募書の取り下げについて

(16) 応募書の取り下げについて

(17) 応募書の取り下げについて

(18) 応募書の取り下げについて

(19) 応募書の取り下げについて

(20) 応募書の取り下げについて

(21) 応募書の取り下げについて

(22) 応募書の取り下げについて

(23) 応募書の取り下げについて

(24) 応募書の取り下げについて

(25) 応募書の取り下げについて

(26) 応募書の取り下げについて

(27) 応募書の取り下げについて

(28) 応募書の取り下げについて

(29) 応募書の取り下げについて

(30) 応募書の取り下げについて

受けられる。文献調査の目的は概要調査地区として選定する条件を備えているかどうかの判断をすることではないのか。

(31) 答弁の趣旨が、知事及び首長の意見は文献調査により提供された判断材料の範囲内で「科学的に」せよということであるとすれば、法に明記されていない枠をはめることとなり、とうてい首肯しがたい。答弁の真意を問う。

(32) 仮に文献調査の途中で首長が原子力発電環境整備機構に応募の取り下げをした場合、どのような扱いとなるのか。その後の手続きの流れを示されたい。

(33) 仮に文献調査の途中で首長が原子力発電環境整備機構に応募の取り下げをした場合、どうしても、自治体の取り下げ申請が制限されることはないないと考えるが、そのような場合のその後の手続きの流れを示されたい。

(34) 内閣衆質一六六第一三九号  
内閣総理大臣 安倍 晋三  
衆議院議長 河野 洋平殿  
衆議院議員辻元清美君提出高レベル放射性廃棄物の最終処分施設の設置可能性を調査する区域への高知県東洋町の応募に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員辻元清美君提出高レベル放射性廃棄物の最終処分施設の設置可能性を調査する区域への高知県東洋町の応募に関する質問に対する答弁書

一の①、②及び④から⑥までについて

経済産業省においては、特定放射性廃棄物の最終処分施設の設置可能性を調査する区域についての応募書(以下「応募書」という。)が平成十八年三月ころに提出されたことについて、当該応募書が提出された直後に、機構から口頭で報告を受けている。

機構によると、その後、機構が高知県東洋町に対し、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律(平成十二年法律第百十七号。以下「法」という。)の規定に基づいて行われる概要調査地区等の選定や最終処分等について説明を行つたところ、同町から当該応募書の返却の申出があつたことから、機構は直ちに同町にこれを返却したことである。

御指摘の「自治体名と提出日時、原子力発電環境整備機構の対応内容」は、これを公によりることにより、地方公共団体における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不适当に損なわれるおそれ等があることから、お答えすることは差し控えたい。

一の⑦について

経済産業省としては、平成十八年三月ころに高知県東洋町から機構に対し応募書が提出されたものの、同町からの当該応募書の返却の申出に応じて機構が当該応募書を直ちに返却したことに応じて機構は「応募はない」との説明をしてきたものと承知しており、「虚偽の説明を行つてきただものと承知している。

二の①について

御指摘の請願が、高知県東洋町の住民の過半数の署名を添えて高知県東洋町議会議員五名の紹介により高知県東洋町議会に対してなされたことは、承知している。

二の②について

御指摘の事前確認は、特定放射性廃棄物の最終処分施設の設置可能性を調査する区域についての応募があつた地区的地質の状況を確認するものであると承知しており、御指摘のような指導を行うことは考えていない。

三の①及び②について

法第四条第五項は、特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画(平成十七年経済産業省告示第二百八十二号)の「第3 概要調査地区等の選定及び最終処分施設の設置に関する事項」の1に規定されている。日付けで経済産業大臣による法第五条第一項の規定に基づく変更の承認がなされた計画をいふ)において概要調査地区等の所在地を定めようとするときは、当該概要調査地区等の所在地を管轄する都道府県知事及び市町村長の意見を聴き、これを十分に尊重すべきものと規定している。このように、概要調査地区等の選定に当たっては、地

は、地元の理解等を得るべく最大限の努力を行うこととしている。それでもなお、地元の理解等が得られず、当該都道府県知事又は市町村長が概要調査地区等の選定につき反対の意見を示している状況においては、当該都道府県知事又は市町村長の意見に反しては、概要調査地区等の選定は行われないものと考えている。

二の④について

公募という手続は、法第六条第一項に規定されている文献その他の資料による調査(以下「文献調査」という。)の前提として機構が行つているものと承知しており、「文献調査に応募」という表現は、そうした事実を踏まえたものと思われる。また、御指摘の「処分場の候補地」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、文献調査の実施が最終処分施設建設地の選定に直ちに結びつくものではないと考えている。

四の②について

特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画(平成十七年経済産業省告示第二百八十二号)の「第3 概要調査地区等の選定及び最終処分施設の設置に関する事項」の1に規定されている事項及び承認実施計画(平成十八年一月三十一日付けで経済産業大臣による法第五条第一項の規定に基づく変更の承認がなされた計画をいふ)において概要調査地区等の所在地を定めようとするときは、当該概要調査地区等の選定及び最終処分施設の設置に関する事項」の1に規定されている事項に従い、機構は文献調査を行うこととなる。

五について

機構が概要調査地区を選定しようとするときは、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律施行規則(平成十二年通商産業省令第百五十一号)第五条第一項の規定に基づき文献調査の結果

三の③及び④について

法第四条第五項は、隣接都道府県の意見を聴くことや議会の議決を経ることは求めていないが、政府、機構及び発電用原子炉設置者は、地元の理解等を得るべく最大限の努力を行うこととしている。

## 官報(号外)

<p>農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律案及び同報告書</p> <p>(目的)</p> <p>農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の進展等により農山漁村の活力が低下していることによるものと定めることとする。</p> <p>(地域)</p> <p>農用地及び林地(以下「農林地」という。)が当該地域内の土地の相当部分を占めていることとする。</p> <p>農林水産大臣は、基本方針を定めたときは、国土交通大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。</p> <p>前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。</p> <p>(活性化計画の作成等)</p> <p>都道府県又は市町村は、単独で又は共同して、基本方針に基づき、当該都道府県又は市町村の区域内の地域であつて第三条各号に掲げる要件に該当すると認められるものについて、定住等及び地域間交流の促進による農山漁村の活性化に関する計画(以下「活性化計画」という。)を作成することができる。</p> <p>活性化計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一 活性化計画の区域</p> <p>二 活性化計画の目標</p> <p>三 前号の目標を達成するために必要な次に掲げる事業に関する事項</p> <p>イ 定住等の促進に資する農林漁業の振興を図るための生産基盤及び施設の整備に関する事業</p> <p>ロ 定住等を促進するための集落における排</p>	<p>果に関する報告書を作成し、同規則第六条の規定に基づき当該報告書を文献調査の対象となつた地区の所在地の属する都道府県知事及び市町長に送付することとされていることから、文献調査の結果は、法第四条第五項の規定に基づき当該都道府県知事及び市町村長が意見を述べる際の基礎資料になり得るものと考えているが、同項に基づく当該都道府県知事及び市町村長の意見がそれぞれの主体的な判断に基づいてなされることは当然である。</p> <p>六の①について</p> <p>市町村長から応募の取下げの申出があれば、機構としては、これを尊重することとしているものと承知している。機構が文献調査を取りやめる場合には、機構は法第六十四条に基づく事業計画の変更の認可の申請を経済産業大臣に行うこととなる。</p> <p>六の②について</p> <p>御指摘の「協定」の内容が明らかでないことがら、お答えすることは困難である。</p> <p>農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律案</p> <p>農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。</p> <p>基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 定住等及び地域間交流の促進の意義及び目標に関する事項</p> <p>二 定住等及び地域間交流の促進のための措置を講すべき地域の設定に関する基本的事項</p> <p>三 定住等及び地域間交流の促進のための施策(前二号に掲げる土地を除く。)</p>
<p>農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律案及び同報告書</p> <p>(目的)</p> <p>農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の進展等により農山漁村の活力が低下していることによるものと定めることとする。</p> <p>(地域)</p> <p>農用地及び林地(以下「農林地」という。)が当該地域内の土地の相当部分を占めていることとする。</p> <p>農林水産大臣は、基本方針を定めたときは、国土交通大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。</p> <p>前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。</p> <p>(活性化計画の作成等)</p> <p>都道府県又は市町村は、単独で又は共同して、基本方針に基づき、当該都道府県又は市町村の区域内の地域であつて第三条各号に掲げる要件に該当すると認められるものについて、定住等及び地域間交流の促進による農山漁村の活性化に関する計画(以下「活性化計画」という。)を作成することができる。</p> <p>活性化計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一 活性化計画の区域</p> <p>二 活性化計画の目標</p> <p>三 前号の目標を達成するために必要な次に掲げる事業に関する事項</p> <p>イ 定住等の促進に資する農林漁業の振興を図るための生産基盤及び施設の整備に関する事業</p> <p>ロ 定住等を促進するための集落における排</p>	<p>果に関する報告書を作成し、同規則第六条の規定に基づき当該報告書を文献調査の対象となつた地区の所在地の属する都道府県知事及び市町長に送付することとされていることから、文献調査の結果は、法第四条第五項の規定に基づき当該都道府県知事及び市町村長が意見を述べる際の基礎資料になり得るものと考えているが、同項に基づく当該都道府県知事及び市町村長の意見がそれぞれの主体的な判断に基づいてなされることは当然である。</p> <p>六の①について</p> <p>市町村長から応募の取下げの申出があれば、機構としては、これを尊重することとしているものと承知している。機構が文献調査を取りやめる場合には、機構は法第六十四条に基づく事業計画の変更の認可の申請を経済産業大臣に行うこととなる。</p> <p>六の②について</p> <p>御指摘の「協定」の内容が明らかでないことがら、お答えすることは困難である。</p> <p>農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律案</p> <p>農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。</p> <p>基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 定住等及び地域間交流の促進の意義及び目標に関する事項</p> <p>二 定住等及び地域間交流の促進のための措置を講るべき地域の設定に関する基本的事項</p> <p>三 定住等及び地域間交流の促進のための施策(前二号に掲げる土地を除く。)</p>
<p>農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律案及び同報告書</p> <p>(目的)</p> <p>農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の進展等により農山漁村の活力が低下していることによるものと定めることとする。</p> <p>(地域)</p> <p>農用地及び林地(以下「農林地」という。)が当該地域内の土地の相当部分を占めていることとする。</p> <p>農林水産大臣は、基本方針を定めたときは、国土交通大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。</p> <p>前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。</p> <p>(活性化計画の作成等)</p> <p>都道府県又は市町村は、単独で又は共同して、基本方針に基づき、当該都道府県又は市町村の区域内の地域であつて第三条各号に掲げる要件に該当すると認められるものについて、定住等及び地域間交流の促進による農山漁村の活性化に関する計画(以下「活性化計画」という。)を作成することができる。</p> <p>活性化計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一 活性化計画の区域</p> <p>二 活性化計画の目標</p> <p>三 前号の目標を達成するために必要な次に掲げる事業に関する事項</p> <p>イ 定住等の促進に資する農林漁業の振興を図るための生産基盤及び施設の整備に関する事業</p> <p>ロ 定住等を促進するための集落における排</p>	<p>果に関する報告書を作成し、同規則第六条の規定に基づき当該報告書を文献調査の対象となつた地区の所在地の属する都道府県知事及び市町長に送付することとされていることから、文献調査の結果は、法第四条第五項の規定に基づき当該都道府県知事及び市町村長が意見を述べる際の基礎資料になり得るものと考えているが、同項に基づく当該都道府県知事及び市町村長の意見がそれぞれの主体的な判断に基づいてなされることは当然である。</p> <p>六の①について</p> <p>市町村長から応募の取下げの申出があれば、機構としては、これを尊重することとしているものと承知している。機構が文献調査を取りやめる場合には、機構は法第六十四条に基づく事業計画の変更の認可の申請を経済産業大臣に行うこととなる。</p> <p>六の②について</p> <p>御指摘の「協定」の内容が明らかでないことがら、お答えすることは困難である。</p> <p>農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律案</p> <p>農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。</p> <p>基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 定住等及び地域間交流の促進の意義及び目標に関する事項</p> <p>二 定住等及び地域間交流の促進のための措置を講るべき地域の設定に関する基本的事項</p> <p>三 定住等及び地域間交流の促進のための施策(前二号に掲げる土地を除く。)</p>

官 報 (号 外)

<p>水処理施設その他の生活環境施設の整備に関する事業</p> <p>ハ 農林漁業の体験のための施設その他の地域間交流の拠点となる施設の整備に関する事業</p> <p>二 その他農林水産省令で定める事業</p> <p>四 前号の事業と一体となつてその効果を増大させるために必要な事業又は事務に関する事項</p> <p>五 前二号に掲げる事項に係る他の地方公共団体との連携に関する事項</p> <p>六 計画期間</p> <p>七 その他農林水産省令で定める事項</p> <p>3 前項第三号及び第四号に掲げる事項には、当該活性化計画を作成する都道府県又は市町村が実施する事業又は事務(以下「事業等」という。)に係るものと記載するほか、必要に応じ、定住等及び地域間交流の促進に寄与する事業等を実施しようとする農林漁業者の組織する団体若しくは特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人又はこれらに準ずる者として農林水産省令で定めるもの(都道府県が作成する活性化計画があつては、当該都道府県と共同して活性化計画を作成する市町村以外の市町村を含む。以下「農林漁業団体等」という。)が実施する事業等(活性化計画を作成する都道府県又は市町村が当該事業等に要する費用の一部を負担してその推進を図るものに限る。)に係るものと記載する</p> <p>4 前項の規定により活性化計画に農林漁業団体等が実施する事業等に係る事項を記載しようとする都道府県又は市町村は、当該事項について、あらかじめ、当該農林漁業団体等の同意を得なければならない。</p> <p>5 定住等及び地域間交流の促進に寄与する事業等を実施しようとする農林漁業団体等は、当該事業等を実施しようとする地域をその区域に含む都道府県又は市町村に対し、当該事業等をそなへた提案をすることができる。</p> <p>6 前項の都道府県又は市町村は、同項の提案を踏まえた活性化計画の案を作成する必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を、当該提案をした農林漁業団体等に通知しなければならない。</p> <p>7 活性化計画には、第二項各号に掲げる事項のほか、当該活性化計画を作成する市町村が行う農林地所有権移転等促進事業(同項第三号に掲げる事業により整備される施設(以下「活性化施設」という。)の整備を図るために行う農林地等についての所有権の移転又は地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利の設定若しくは移転(以下「所有権の移転等」という。)及びこれと併せ行う当該所有権の移転等を円滑に推進するため必要な農林地についての所有権の移転等を記載することができる。</p> <p>8 前項の規定により活性化計画に農林地所有権移転等促進事業に関する事項を記載しようとするとする市町村(都道府県と共同して当該活性化計画を作成する市町村を除く。)は、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。</p> <p>9 活性化計画は、過疎地域自立促進計画、山村振興計画、農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域振興に関する計画、地域森林計画その他法律の規定による森林の整備に関する計画並びに都市計画及び都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれ、かつ、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第四項の基本構想に即したものでなければならぬ。</p> <p>10 都道府県又は市町村は、活性化計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、前項に定めるもののほか、第二項の交付金の交付に関し必要な事項は、農林水産省令で定めたときには、</p>
<p>4 前項の規定により活性化計画に農林漁業団体等が実施する事業等に係る事項を記載しようとする都道府県又は市町村は、当該事項について、あらかじめ、当該農林漁業団体等の同意を得なければならない。</p> <p>5 定住等及び地域間交流の促進に寄与する事業等を実施しようとする農林漁業団体等は、当該事業等を実施しようとする地域をその区域に含む都道府県又は市町村に対し、当該事業等をそなへた提案をすることができる。</p> <p>6 前項の都道府県又は市町村は、同項の提案を踏まえた活性化計画の案を作成する必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を、当該提案をした農林漁業団体等に通知しなければならない。</p> <p>7 活性化計画には、第二項各号に掲げる事項のほか、当該活性化計画を作成する市町村が行う農林地所有権移転等促進事業(同項第三号に掲げる事業により整備される施設(以下「活性化施設」という。)の整備を図るために行う農林地等についての所有権の移転又は地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利の設定若しくは移転(以下「所有権の移転等」という。)及びこれと併せ行う当該所有権の移転等を円滑に推進するため必要な農林地についての所有権の移転等を記載することができる。</p> <p>8 前項の規定により活性化計画に農林地所有権移転等促進事業に関する事項を記載しようとするとする市町村(都道府県と共同して当該活性化計画を作成する市町村を除く。)は、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。</p> <p>9 活性化計画は、過疎地域自立促進計画、山村振興計画、農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域振興に関する計画、地域森林計画その他法律の規定による森林の整備に関する計画並びに都市計画及び都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれ、かつ、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第四項の基本構想に即したものでなければならぬ。</p> <p>10 都道府県又は市町村は、活性化計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、前項に定めるもののほか、第二項の交付金の交付に関し必要な事項は、農林水産省令で定めたときには、</p>
<p>4 前項に定めるもののほか、第二項の交付金の交付に関し必要な事項は、農林水産省令で定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、前項に定めるもののほか、第二項の交付金の交付に関し必要な事項は、農林水産省令で定めたときには、</p>
<p>一 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針</p> <p>二 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法</p> <p>三 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間又は残存期間に関する基準並びに当該設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法</p> <p>四 前項の規定により活性化計画に農林漁業団体等が実施する事業等に係る事項を記載しようとする都道府県又は市町村は、当該事項について、あらかじめ、当該農林漁業団体等の同意を得なければならない。</p> <p>5 定住等及び地域間交流の促進に寄与する事業等を実施しようとする農林漁業団体等は、当該事業等を実施しようとする地域をその区域に含む都道府県又は市町村に対し、当該事業等をそなへた提案をすることができる。</p> <p>6 前項の都道府県又は市町村は、同項の提案を踏まえた活性化計画の案を作成する必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を、当該提案をした農林漁業団体等に通知しなければならない。</p> <p>7 活性化計画には、第二項各号に掲げる事項のほか、当該活性化計画を作成する市町村が行う農林地所有権移転等促進事業(同項第三号に掲げる事業により整備される施設(以下「活性化施設」という。)の整備を図るために行う農林地等についての所有権の移転又は地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利の設定若しくは移転(以下「所有権の移転等」という。)及びこれと併せ行う当該所有権の移転等を円滑に推進するため必要な農林地についての所有権の移転等を記載することができる。</p> <p>8 前項の規定により活性化計画に農林地所有権移転等促進事業に関する事項を記載しようとするとする市町村(都道府県と共同して当該活性化計画を作成する市町村を除く。)は、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。</p> <p>9 活性化計画は、過疎地域自立促進計画、山村振興計画、農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域振興に関する計画、地域森林計画その他法律の規定による森林の整備に関する計画並びに都市計画及び都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれ、かつ、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第四項の基本構想に即したものでなければならぬ。</p> <p>10 都道府県又は市町村は、活性化計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、前項に定めるもののほか、第二項の交付金の交付に関し必要な事項は、農林水産省令で定めたときには、</p>

## (所有権移転等促進計画の作成等)

## 第七条

第五条第七項各号に掲げる事項が記載された活性化計画を作成した市町村は、農林地所有権移転等促進事業を行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、所有権移転等促進計画を定めるものとする。

2 所有権移転等促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 所有権の移転等を受ける者の氏名又は名称

二 前号に規定する者が所有権の移転等を受けた土地の所在、地番、地目及び面積

三 第一号に規定する者に前号に規定する土地について所有権の移転等を行う者の氏名又は名称及び住所

四 第一号に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的並びに当該所有権の移転の時期並びに移転の対価及びその支払の方法

五 第一号に規定する者が設定又は移転を受けた地上権、賃借権又は使用貸借による権利の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期又は移転の時期、存続期間又は残存期間並びに当該設定又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合にあつては地代又は借賃及びその支払の方法

六 その他農林水産省令で定める事項

## 3 所有権移転等促進計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

一 所有権移転等促進計画の内容が活性化計画に適合するものであること。

二 前項第二号に規定する土地ごとに、同項第一号に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意が得られていること。

三 前項第四号又は第五号に規定する土地の利用目的が、当該土地に係る農業振興地域整備計画、都市計画その他の土地利用に関する計画に適合すると認められ、かつ、当該土地の位置及び規模並びに周辺の土地利用の状況からみて、当該土地を当該利用目的に供することが適当であると認められること。

四 所有権移転等促進計画の内容が、活性化計画の区域内にある土地の農林業上の利用と他の利用との調整に留意して活性化施設の用に供する土地を確保するとともに、当該土地の周辺の地域における農用地の集団化その他の農業構造の改善に資するように定められていること。

五 前項第一号に規定する土地ごとに、次に掲げる要件に該当するものであること。

イ 当該土地が農用地であり、かつ、当該土地に係る前項第四号又は第五号に規定する

土地の利用目的が農用地の用に供するためのものである場合にあつては、農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第三条第

二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

ロ 当該土地が農用地であり、かつ、当該土地に係る所有権の移転等の内容が農地法第

五条第一項本文に規定する場合に該当する場合にあつては、同条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

ハ 当該土地が農用地以外の土地である場合にあつては、前項第一号に規定する者が、所有権の移転等が行われた後において、当該土地を同項第四号又は第五号に規定する

土地の利用目的に即して適正かつ確実に利用することができると認められること。

四 市町村は、第一項の規定により所有権移転等促進計画を定めようとする場合において、第二項第二号に規定する土地の全部又は一部が農用地(当該農用地に係る所有権の移転等の内容が農地法第五条第一項本文に規定する場合に該当するものに限る。)であるときは、当該所有権移転等促進計画について、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事の承認を受けなければならない。

五 都道府県知事は、前項の規定により所有権移転等促進計画について承認をしようとするとき

は、あらかじめ、都道府県農業会議の意見を聴かなければならない。

## (所有権移転等促進計画の公告)

第八条 市町村は、所有権移転等促進計画を定めたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

第九条 前条第一項の規定による公告があつたときは、その公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて所有権が移転し、又は地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利が設定され、若しくは移転する。

(登記の特例)  
第十条 第八条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画に係る土地の登記については、政令で、不動産登記法(平成十六年法律第一百二十三号)の特例を定めることができる。

第十一條 第五条第三項の規定により活性化計画にその実施する市民農園(市民農園整備促進法(市民農園整備促進法の特例))

官報(号外)

<p>(平成二年法律第四十四号)第二条第二項に規定する市民農園をいう。の整備に関する事業が記載された農林漁業団体等は、同法第七条第一項の認定の申請に係る事項が当該事業に係るものであるときは、同項及び同条第二項(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)の規定にかかるわらず、当該申請に係る記載事項の一部を省略する手続その他の農林水産省令・国土交通省令で定める簡略化された手続によることができる。</p>	<p>(国有林野の活用等) 第十四条 国は、活性化計画の実施を促進するため、国有林野の活用について適切な配慮をするものとする。</p>
<p>農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成十九年法律第七号)</p>	<p>第七条第四項の規定により都道府県が処理することとされる事務 農業委員会等に関する法律の一部改正 第一条 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正す 2 活性化計画を作成した都道府県又は市町村は、当該活性化計画の達成のため必要があるときは、関係森林管理局長に対し、技術的援助その他必要な協力を求めることができる。</p>
<p>農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律案及び同報告書</p>	<p>農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第八条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画に定める利用目的に供する場合</p>
<p>平成十九年四月三日 衆議院会議録第十九号 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律案及び同報告書</p>	<p>農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)の一部を次のように改 正する。 第六条 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)の一部を次のように改 正する。 第十五条の二第一項第三号の三の次に次の二号を加 入る。 別表第一に次のように加える。</p>

(農地法等による処分についての配慮)  
第十三条 国の行政機関の長又は都道府県知事は、活性化計画の区域内の土地を当該活性化計画に定める活性化施設の用に供するため、農地法その他の法律の規定による許可その他の処分を認められたときは、当該活性化施設の設置の促進が図られるよう適切な配慮をするものとす

<p>び地域間交流の促進に関する法律(平成十九年法律第号)第八条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第五条第七項の権利に係る土地を当該所有権移転等促進計画に定める利用目的に供するために行う行為</p> <p><b>理由</b></p> <p>農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流の促進による農山漁村の活性化を図るため、地方公共団体による活性化計画の作成について定めるとともに、当該計画に基づく事業等の実施に充てるための交付金を交付する措置等を講する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。</p> <p><b>官報(号外)</b></p> <p>農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律案(内閣提出)に関する報告書</p> <p>一 議案の目的及び要旨</p> <p>本案は、農山漁村の活性化を図るため、農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流を促進するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。</p> <p>1 基本方針の策定</p> <p>農林水産大臣は、定住等及び地域間交流の</p>	<p>促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針を定めなければならないものとすること。</p> <p>2 活性化計画の作成</p> <p>都道府県又は市町村は、単独で又は共同して、基本方針に基づき、活性化計画を作成することができるものとすること。活性化計画には、計画の区域、計画の目標、当該目標を達成するために実施する事業、計画期間その他の事項を記載するものとすること。</p> <p>3 交付金の交付</p> <p>国は、都道府県又は市町村に対し、活性化計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で、交付金を交付することができるものとすること。</p> <p>4 所有権移転等促進計画の作成</p> <p>(一) 市町村は、活性化計画に定める定住等及び地域間交流を促進するために必要な施設の内閣で定める日から施行するものとすること。</p> <p>(二) 所有権移転等促進計画は、農地転用のための所有権の移転等については農地法に基づく転用許可基準に該当すること等の一定の要件に該当するものでなければならぬものとすること。</p> <p>5 市民農園整備促進法の特例</p> <p>活性化計画にその実施する市民農園の整備に関する事業が記載された農林漁業団体等は、市民農園整備促進法に基づく市民農園開設の認定申請に關し、簡略化された手続によることができるものとすること。</p> <p>6 施行期日</p> <p>この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。</p> <p><b>二 議案の可決理由</b></p> <p>本案は、農山漁村の活性化を図るために措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。</p> <p>三 本案施行に要する経費</p> <p>本案施行に要する経費として、平成十九年度一般会計予算に農山漁村活性化プロジェクト支援交付金三百四十一億円が計上されている。右報告する。</p> <p>平成十九年三月二十九日</p> <p>農林水産委員長 西川 公也</p>
<p><b>海洋基本法案</b></p> <p>右の議案を提出する。</p> <p>平成十九年四月三日</p> <p>提出者 国土交通委員長 塩谷 立</p> <p><b>二 海洋基本法案</b></p> <p>第一条 総則(第一条―第十五条)</p> <p>第二章 海洋基本法</p> <p>第三章 基本的施策(第十七条―第二十八条)</p> <p>第四章 総合海洋政策本部(第二十九条―第三十八条)</p> <p>第五章 市民農園整備促進法の特例</p> <p>第六章 施行期日</p> <p>第七章 総則(第一章)</p> <p>第八章 基本的施策(第十七条―第二十八条)</p> <p>第九章 総合海洋政策本部(第二十九条―第三十八条)</p> <p>第十章 市民農園整備促進法の特例</p> <p>第十一章 施行期日</p> <p><b>二 議案の可決理由</b></p> <p>本案は、農山漁村の活性化を図るために措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。</p> <p>三 本案施行に要する経費</p> <p>本案施行に要する経費として、平成十九年度一般会計予算に農山漁村活性化プロジェクト支援交付金三百四十一億円が計上されている。右報告する。</p> <p>平成十九年三月二十九日</p> <p>農林水産委員長 西川 公也</p>	<p>二六</p>

# 官報(号外)

洋に関する基本的な計画の策定その他海洋に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、総合海洋政策本部を設置することにより、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上を図るとともに、海洋と人類の共生に貢献することを目的とする。

(海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和)

第二条 海洋については、海洋の開発及び利用が

我が国の経済社会の存立の基盤であるとともに、海洋の生物の多様性が確保されることその他良好な海洋環境が保全されることが人類の存続の基盤であり、かつ、豊かで潤いのある国民生活に不可欠であることにかんがみ、将来にわたり海洋の恵沢を享受できるよう、海洋環境の保全を図りつつ海洋の持続的な開発及び利用を可能とすることを旨として、その積極的な開発及び利用が行われなければならない。

(海洋の安全の確保)

第三条 海洋については、海に囲まれた我が国にとって海洋の安全の確保が重要であることにかんがみ、その安全の確保のための取組が積極的に推進されなければならない。

(海洋に関する科学的知見の充実)

第四条 海洋の開発及び利用、海洋環境の保全等が適切に行われるためには海洋に関する科学的知見が不可欠である一方で、海洋については科

洋に関する基本的な計画の策定その他海洋に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、総合海洋政策本部を設置することにより、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上を図るとともに、海洋と人類の共生に貢献することを目的とする。

(海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和)

学的に解明されていない分野が多いことにかんがみ、海洋に関する科学的知見の充実が図られなければならない。

(海洋産業の健全な発展)

第五条 海洋の開発、利用、保全等を担う産業(以下「海洋産業」という。)については、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上の基盤であることにかんがみ、その健全な発展が図られなければならない。

(海洋の総合的管理)

第六条 海洋の管理は、海洋資源、海洋環境、海上交通、海洋の安全等の海洋に関する諸問題が相互に密接な関連を有し、及び全体として検討

される必要があることにかんがみ、海洋の開發、利用、保全等について総合的かつ一体的に行われるものでなければならない。

(海洋に関する国際的協調)

第七条 海洋が人類共通の財産であり、かつ、我が国の経済社会が国際的な密接な相互依存関係の中で営まれていることにかんがみ、海洋に関する施策の推進は、海洋に関する国際的な秩序の形成及び発展のために先導的な役割を担うことを目指して、国際的協調の下に行われなければならない。

(海の日の行事)

第八条 国は、第二条から前条までに定める基本理念(以下「基本理念」という。)のつどり、海に規定する海の日において、国民の間に広く海洋についての理解と関心を深めるような行事が実施されるよう努めなければならない。

及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのつとり、海洋に關し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的・社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(資料の作成及び公表)

第十条 海洋産業の事業者は、基本理念にのつとりその事業活動を行うとともに、国又は地方公共団体が実施する海洋に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第十二条 海洋産業の事業者は、基本理念にのつとりその事業活動を行ふとともに、國又は地方公共団体が実施する海洋に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(第二章 海洋基本計画)

第十六条 政府は、海洋に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、海洋に関する基本的な計画(以下「海洋基本計画」という。)を定めなければならない。

第十七条 政府は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 海洋に関する施策についての基本的な方針

二 海洋に関する施策について、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

四 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決議の決定を求めなければならない。

五 政府は、海洋に関する情勢の変化を勘案し、及び海洋に関する施策の効果に関する評価を踏

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、海洋に関する施策を実施するためには、法律上、財政上又は金融上の措置を講じなければならない。

(資料の作成及び公表)

第十五条 政府は、海洋の状況及び政府が海洋に関する講じた施策に関する資料を作成し、適切な方法により隨時公表しなければならない。

(資料の作成及び公表)

まえ、おおむね五年ごとに、海洋基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。

6 第三項及び第四項の規定は、海洋基本計画の変更について準用する。

7 政府は、海洋基本計画について、その実施に要する経費に關し必要な資金の確保を図るため、毎年度、国の財政の許す範囲内で、これを予算に計上する等その円滑な実施に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### 第三章 基本的施策

(海洋資源の開発及び利用の推進)

第十七条 国は、海洋環境の保全並びに海洋資源の将来にわたる持続的な開発及び利用を可能とすることに配慮しつつ海洋資源の積極的な開発及び利用を推進するため、水産資源の保存及び管理、水産動植物の生育環境の保全及び改善、漁場の生産力の増進、海底又はその下に存在する石油、可燃性天然ガス、マンガン鉱、コバルト鉱等の鉱物資源の開発及び利用の推進並びにそのための体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(海洋環境の保全等)

第十八条 国は、海洋が地球温暖化の防止等の地球環境の保全に大きな影響を与えること等にかんがみ、生育環境の保全及び改善等による海洋の生物の多様性の確保、海洋に流入する水による汚濁の低減、海洋への廃棄物の排出の防止、船舶の事故等により流出した油等の迅速

な防除、海洋の自然景観の保全その他の海洋環境の保全を図るために必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、前項の措置については、科学的知見を踏まえつつ、海洋環境に対する悪影響を未然に防止する観点から、これを実施するとともに、その適切な見直しを行うよう努めるものとする。

(排他的経済水域等の開発等の推進)

第十九条 国は、排他的経済水域等(排他的經濟水域及び大陸棚)に関する法律(平成八年法律第七十四号)第一条第一項の排他的経済水域及び

同法第二条の大陸棚をいう。以下同じ。)の開発、利用、保全等(以下「排他的経済水域等の開発等」という。)に関する取組の強化を図ることの重要性にかんがみ、海域の特性に応じた排他的経済水域等の開発等の推進、排他的経済水域等における我が国の主権的権利を侵害する行為の防止その他の排他的経済水域等の開発等の推進のために必要な措置を講ずるものとする。

(海上輸送の確保)

第二十条 国は、効率的かつ安定的な海上輸送の確保を図るため、日本船舶の確保、船員の育成及び確保、国際海上輸送網の拠点となる港湾の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(海洋の安全の確保)

第二十一条 国は、海に囲まれ、かつ、主要な資源の大部分を輸入に依存する我が国の経済社会の生物の多様性の確保、海洋に流入する水による汚濁の負荷の低減、海洋への廃棄物の排出の防止、船舶の事故等により流出した油等の迅速

にとって、海洋資源の開発及び利用、海上輸送等の安全が確保され、並びに海洋における秩序が維持されることが不可欠であることにかんがみ、海洋について、我が国の平和及び安全の確保並びに海上の安全及び治安の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、津波、高潮等による災害から国土並びに国民の生命、身体及び財産を保護するため、災害の未然の防止、災害が発生した場合における被害の拡大の防止及び災害の復旧(以下「防災」という。)に関し必要な措置を講ずるものとする。

(海洋調査の推進)

第二十二条 国は、海洋に関する施策を適正に策定し、及び実施するため、海洋の状況の把握、海洋環境の変化の予測その他の海洋に関する施策の策定及び実施に必要な調査(以下「海洋調査」という。)の実施並びに海洋調査に必要な監視、観測、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(海洋産業の振興及び国際競争力の強化)

第二十三条 国は、海洋産業の振興及びその国際競争力の強化を図るため、海洋産業に関し、先端的な研究開発の推進、技術の高度化、人材の育成及び確保、競争条件の整備等による経営基盤の強化及び新たな事業の開拓その他の必要な措置を講ずるものとする。

(沿岸域の総合的管理)

第二十四条 国は、沿岸の海域の諸問題がその地域の諸活動等に起因し、沿岸の海域について施策を講ずることのみでは、沿岸の海域の資源、自然環境等がもたらす恵沢を将来にわたり享受できるようになることが困難であることにかんがみ、自然的社会的条件からみて一体的に施策が講ぜられることが相当と認められる沿岸の海域及び陸域について、その諸活動に対する規制その他の措置が総合的に講ぜられることにより適切に管理されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、地方公共団体の海洋に関する施策の策定及び実施並びに事業者その他の者の活動に資するため、海洋調査により得られた情報の提供に努めるものとする。

(海洋科学技術に関する研究開発の推進等)

第二十五条 国は、沿岸の海域の諸問題がその地域の諸活動等に起因し、沿岸の海域について施策を講ずることのみでは、沿岸の海域の資源、自然環境等がもたらす恵沢を将来にわたり享受できるようになることが困難であることにかんがみ、自然的社会的条件からみて一体的に施策が講ぜられることが相当と認められる沿岸の海域及び陸域について、その諸活動に対する規制その他の措置が総合的に講ぜられることにより適切に管理されるよう必要な措置を講ずるものとする。

官 報 (号 外)

<p>2 国は、前項の措置を講ずるに当たっては、沿岸の海域及び陸域のうち特に海岸が、厳しい自然条件の下にあるとともに、多様な生物が生息し、生育する場であり、かつ、独特の景観を有していること等にかんがみ、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害からの海岸の防護、海岸環境の整備及び保全並びに海岸の適正な利用の確保に十分留意するものとする。  <b>(離島の保全等)</b></p> <p>第二十六条 国は、離島が我が国の領海及び排他的経済水域等の保全、海上交通の安全の確保、海洋資源の開発及び利用、海洋環境の保全等に重要な役割を担っていることから、離島に関し、海岸等の保全、海上交通の安全の確保並びに海洋資源の開発及び利用のための施設の整備、周辺の海域の自然環境の保全、住民の生活基盤の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p><b>(国際的な連携の確保及び国際協力の推進)</b></p> <p>第二十七条 国は、海洋に関する国際約束等の策定に主体的に参画することその他の海洋に関する国際的な連携の確保のために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 国は、海洋に関して、我が国と国際社会における役割を積極的に果たすため、海洋資源、海洋環境、海洋調査、海洋科学技術、海上における犯罪の取締り、防災、海難救助等に係る国際協力</p>
<p><b>(海洋に関する国民の理解の増進等)</b></p> <p>第二十八条 国は、国民が海洋についての理解と洋法に関する国際連合条約その他の国際約束並びに海洋の持続可能な開発及び利用を実現するための国際的な取組に関する普及啓発、海洋に関するレクリエーションの普及等のために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 国は、海洋に関する政策課題に的確に対応するため必要な知識及び能力を有する人材の育成を図るために、大学等において学際的な教育及び研究が推進されるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p><b>第四章 総合海洋政策本部</b></p> <p><b>(設置)</b></p> <p>第二十九条 海洋に関する施策を集中的かつ総合的に推進するため、内閣に、総合海洋政策本部(以下「本部」という。)を置く。</p> <p><b>(所掌事務)</b></p> <p>第三十条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>1 海洋基本計画の案の作成及び実施の推進に関すること。</p> <p>2 関係行政機関が海洋基本計画に基づいて実施する施策の総合調整に関すること。</p>
<p><b>(組織)</b></p> <p>第三十一条 本部は、総合海洋政策本部長、総合海洋政策副本部長及び総合海洋政策本部員をもつて組織する。  <b>(総合海洋政策本部長)</b></p> <p>第三十二条 本部の長は、総合海洋政策本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもつて充てる。</p> <p>2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。</p> <p><b>(総合海洋政策副本部長)</b></p> <p>第三十三条 本部に、総合海洋政策副本部長(以下「副本部長」という。)を置き、内閣官房長官及び海洋政策担当大臣(内閣総理大臣の命を受け、海洋に関する施策の集中的かつ総合的な推進に関し内閣総理大臣を助けることをその職務とする國務大臣をいう。)をもつて充てる。</p> <p>2 副本部長は、本部長の職務を助ける。</p> <p><b>(総合海洋政策本部員)</b></p> <p>第三十四条 本部に、総合海洋政策本部員(以下「本部員」という。)を置く。</p> <p>2 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての國務大臣をもつて充てる。</p> <p><b>(資料の提出その他の協力)</b></p> <p>第三十五条 本部は、その所掌事務を遂行するた</p>
<p>力の推進のために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p><b>三 前二号に掲げるもののほか、海洋に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。</b></p> <p><b>(組織)</b></p> <p>第三十六条 本部は、総合海洋政策本部長、総合海洋政策副本部長及び総合海洋政策本部員をもつて組織する。</p> <p><b>(総合海洋政策本部長)</b></p> <p>第三十七条 本部に係る事務については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。  <b>(政令への委任)</b></p> <p>第三十八条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p><b>附 則</b></p> <p>1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>

## (検討)

2 本部については、この法律の施行後五年を目途として総合的な検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

## 理由

海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、海洋に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、並びに海洋に関する基本的な計画の策定その他海洋に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、総合海洋政策本部を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## 海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律案

右の議案を提出する。  
平成十九年四月三日

提出者  
国土交通委員長 塩谷 立

## 海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律

## (趣旨)

第一条 この法律は、海洋構築物等の安全及び該海洋構築物等の周辺の海域における船舶の航行の安全を確保するため、海洋法に関する国際連合条約に定めるところにより、海洋構築物等

に係る安全水域の設定等について必要な措置を定めるものとする。

## (定義)

第二条 この法律において「海洋構築物等」とは、  
八年法律第七十四号)第一条第一項の排他的経済水域及び大陸棚に関する法律(平成

第三号までに規定する行為(以下「特定行為」という。)に係る工作物(その新設又は除去に関する工事の途中のものを含む。)及び大陸棚の掘削に従事する船舶(掘削をするために進行を停止しているものの限る。)をいう。

2 この法律において「安全水域」とは、海洋法に  
関する国際運合条約第六十一条4(同条約第八十  
一条において準用する場合を含む。)に規定する安  
全水域であつて、海洋構築物等の周辺に次条第  
一項の規定により設定されるものをいう。

3 この法律において「特定行政機関の長」とは、  
海洋構築物等に係る特定行為を行う事業者の事  
業を所管する行政機関の長をいう。

4 第二条の規定により設定された安全水域を設  
定したとき、遅滞なく、当該安全水域の位置及びその範囲を告示しなければならない。これを廢止したときも、同様とする。

5 安全水域の幅は、海洋構築物等の外縁のいす  
れの点から測定した距離についても五百メートルを超えるものであつてはならない。

6 安全水域は、国際航行に不可欠と認められた航行帯の使用の妨げとなるような海域に設定してはならない。

機関の長の要請に基づき行うものとする。

3 國土交通大臣は、安全水域を設定しようとす  
るときは、外務大臣、農林水産大臣、経済産業  
大臣、防衛大臣その他の関係行政機関の長に協  
議しなければならない。これを廢止しようとする  
ときも、同様とする。

## 一 船舶の運転の自由を失った場合

二 人命又は急迫した危険のある船舶の救助に  
従事する場合

三 国又は都道府県の機関が海上の安全及び治  
安の確保のための業務を実施する場合四 当該安全水域に係る海洋構築物等の業務に  
従事する場合

5 國土交通大臣は、前項の許可の申請があつた場合において、海洋構築物等の安全の確保に支障がないと認められるとき、又は災害の復旧その他公益上必要やむを得ず、かつ、一時的なものと認められるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

6 國土交通大臣は、第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、当該安全水域に係る第三条第二項に規定する要請を行つた特定行政機関の長に協議しなければならない。

7 國土交通大臣は、第一項の許可に、必要な条件を付することができます。

8 國の機関又は地方公共団体が安全水域に入域しようとする場合(第一項ただし書に規定する場合を除く。)においては、当該国の機関又は地方公共団体と國土交通大臣との協議が成立する

ことをもつて第一項の許可があつたものとみなす。

9 第三項の規定は、國土交通大臣が前項の規定による協議を受けた場合について準用する。

2 前項に規定する安全水域の設定は、特定行政

機関の長の要請に基づき行うものとする。

3 國土交通大臣は、安全水域を設定しようとす  
るときは、外務大臣、農林水産大臣、経済産業  
大臣、防衛大臣その他の関係行政機関の長に協  
議しなければならない。これを廢止しようとする  
ときも、同様とする。

## 一 船舶の運転の自由を失った場合

二 人命又は急迫した危険のある船舶の救助に  
従事する場合

三 国又は都道府県の機関が海上の安全及び治  
安の確保のための業務を実施する場合

四 当該安全水域に係る海洋構築物等の業務に  
従事する場合

5 國土交通大臣は、前項の許可の申請があつた場合において、海洋構築物等の安全の確保に支障がないと認められるとき、又は災害の復旧その他公益上必要やむを得ず、かつ、一時的なものと認められるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

6 國土交通大臣は、第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、当該安全水域に係る第三条第二項に規定する要請を行つた特定行政機関の長に協議しなければならない。

7 國土交通大臣は、第一項の許可に、必要な条件を付することができます。

8 國の機関又は地方公共団体が安全水域に入域しようとする場合(第一項ただし書に規定する場合を除く。)においては、当該国の機関又は地方公共団体と國土交通大臣との協議が成立する

ことをもつて第一項の許可があつたものとみなす。

9 第三項の規定は、國土交通大臣が前項の規定による協議を受けた場合について準用する。

官 報 (号 外)

(国際約束の誠実な履行)

第六条 この法律の施行に当たつては、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることがないよう留意しなければならない。

(罰則)

第七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五条第一項の規定に違反した者
  - 二 第五条第四項の規定により国土交通大臣が付した条件に違反した者
- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

附 則

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

理 由

海洋構築物等の安全及び当該海洋構築物等の周辺の海域における船舶の航行の安全を確保するため、海洋法に関する国際連合条約に定めるところにより、海洋構築物等に係る安全水域の設定等について所要の規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

官 報 (号 外)

第明治二十九年三月三日  
郵便物認可

平成十九年四月三日 衆議院会議録第十九号

発行所
二東京一 独立番都〇 行政四号五 行政区港八 法人虎ノ四 人國立門四 印刷二五 副局丁目
電話
03 (3587) 4294
定価
(本体 本号一部 一一〇円) 一五円